南国市国土強靭化地域計画

【本編】

南国市

令和３年３月

はじめに

わが国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などの地震災害をはじめ、台風・豪雨等による水害や土砂災害といった数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、災害から長い時間をかけ復旧と復興を繰り返してきました。

こうした中、近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成 25（2013）年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行されました。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成 26（2014）年 6 月に、国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携した取組が推進されてきました。

基本法の公布・施行から 5 年が過ぎたことから、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化などを踏まえて、平成 30（2018）年 12 月に基本計画が見直されました。

高知県においても、南海トラフ地震による甚大な被害が想定される中、これまでの取組を踏まえ、着実に強靱化を推進するため、令和 2（2020）年 6 月に「高知県強靱化計画（以下「県計画」という。）」が改定されました。

これらを踏まえ本市では、今後発生すると考えられる自然災害に備え、基本計画や県計画と調和を図りつつ、本市の地勢、環境等に即したものとし、災害から市民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」をもった南国市を目指すため、「南国市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

第１章　　国土強靱化の基本的な考え方
- 計画の目的や基本目標、役割と位置付け、国・県の強靱化計画との関係を提示する。
- 計画策定の基本的な進め方や基本方針を提示する。

第２章　南国市の特性
- 南国市の地勢、気候、人口等に関する特性を提示する。

第３章　対象とする災害と被害想定
- 対象とする南海トラフ地震および風水害の被害想定を提示する。

第４章　脆弱性評価
- 9つの「事前に備えるべき目標」を設定する。
- 目標の達成に向けて、設定する36の「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けて、施策の進捗度などにより現状の脆弱性を分析評価する。

第５章　強靱化の推進方針
- 脆弱性評価の結果を踏まえ、今後必要となる施策を検討し、推進方針を策定する。
- 36の最悪の事態を回避するための、「プログラムごとの推進方針」を提示する。
- 施策分野ごとに整理した推進方針を提示する。

第６章　プログラムの重点化
- 最悪の事態が与える影響の大きさや本市が果たすべき役割の大きさなどを踏まえ、重点化すべきプログラムを選定する。

第７章　計画の進捗管理
- 計画の推進期間や今後の進捗管理の手法を提示する。

図　本計画書の構成

目次

はじめに

第１章　国土強靭化の基本的な考え方 1
　第１節　計画の基本事項 1
　　１．強靭化地域計画の目的 1
　　２．計画の役割と位置づけ 2
　　３．基本的な進め方 3
　　４．計画策定・推進の基本方針 4

第２章　南国市の特性 5
　第１節　地勢 5
　　１．本市の位置 5
　　２．本市の地形 5
　　３．本市の地質 6
　第２節　気候 6
　　１．本市の気候の特徴 6
　第３節　人口 7
　　１．本市の人口構造 7
　第４節　交通 7
　　１．本市の交通 7

第３章　対象とする災害と被害想定 8
　第１節　地震・津波の被害想定 8
　　１．地震・津波による災害の特徴 8
　　２．地震・津波の被害想定 9
　第２節　風水害の被害想定 11
　　１．風水害の特徴 11
　　２．風水害の被害想定 11

第４章　脆弱性評価 12
　第１節　脆弱性評価の手順 12
　　１．基本目標・事前に備えるべき目標の設定 12
　　２．起きてはならない最悪の事態の設定 13
　　３．施策分野の設定 14
　　４．脆弱性評価の実施手順 16
　第２節　評価結果 17

第５章　強靭化の推進方針 22
　第１節　地域強靭化の推進方針 22
　第２節　分野ごとの推進方針 54
　　１．個別施策分野 54
　　２．横断的分野 66

第６章　プログラムの重点化 67
　第１節　プログラム重点化の考え方及び設定方法 67
　第２節　重点化すべきプログラム 68

第７章　計画の進捗管理 69
　第１節　計画の推進期間 69
　第２節　計画の進捗管理 69

用語の説明 70

第１章　　国土強靭化の基本的な考え方

第１節　　計画の基本事項

１．強靭化地域計画の目的

東日本大震災などの大規模自然災害の経験を通じ、平時から大規模災害等への事前の備えを行うことの重要性が広く認識されることとなり、本市でも、南海トラフ地震やこれまで幾多の被害を受けてきた大型台風や集中豪雨などによる風水害に対する備えが重要な課題となっている。

国においては、大規模自然災害に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けて、基本計画の策定、見直しを進めてきた。

本市においても、大規模自然災害に対して、市民の命を守り、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた地域強靭化に関する施策を計画的に推進する必要がある。

本計画では、国や県の動向を踏まえ、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に指針となるべき事項を定める。

2．計画の役割と位置づけ

国土強靭化の取組は、国や県などの関係行政機関と一体で進めるべきもので、本計画は国の基本計画や県計画と調和が保たれたものでなければならない。そのため、国の基本計画や県計画との調和を図った「基本目標」や「事前に備えるべき目標」を定めた上で、本市において想定されるリスクや地域特性、これまでの施策の取組状況などを踏まえた計画とする。

また、本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第 13 条」に基づく国土強靭化地域計画に当たるものである。国土強靭化に係る部分については、「第 4 次南国市総合計画（以下、総合計画という。）」と調和を図りつつ、様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

すなわち、国土強靭化に係る部分ついては、本計画が手引きとなり、地域防災計画などの関連計画の必要な見直しを行う。これらを通じて必要な施策を具体化し、国土強靭化を推進していく。

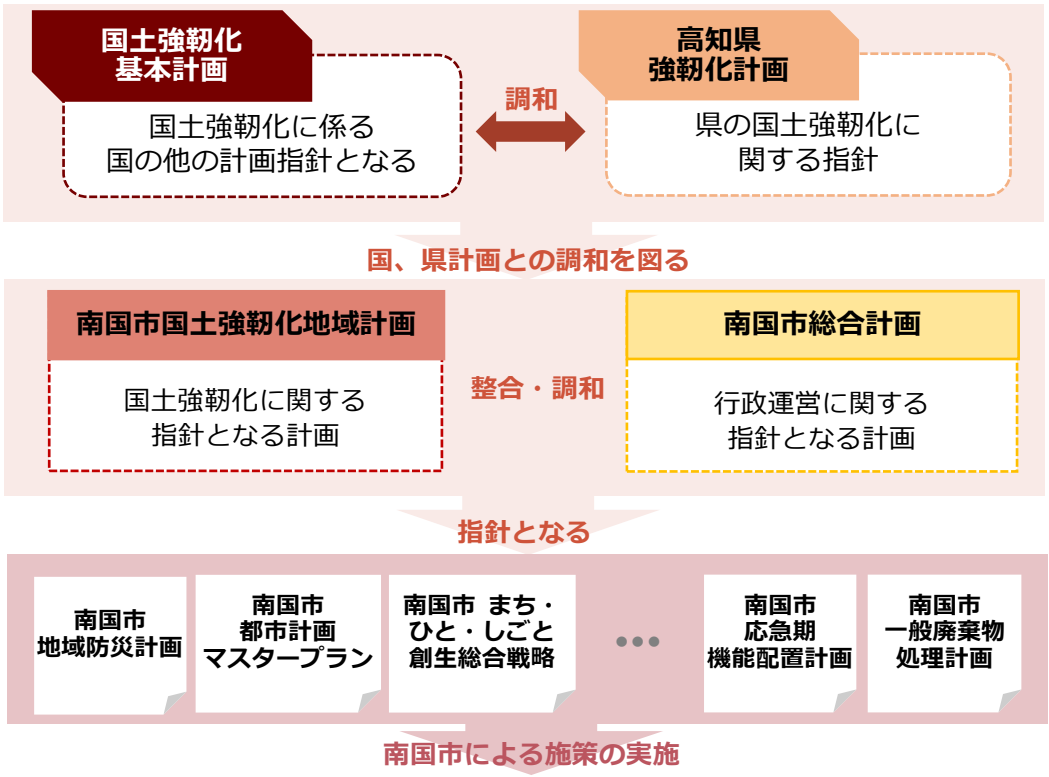


図　1.1 南国市国土強靭化地域計画の位置づけ

3．基本的な進め方

国土強靭化は、計画を策定して終了ではなく、策定後に「実施」、「評価」、「見直し・改善」を繰り返し行うことで、取組を推進していくことが重要である。

本計画では、地域のリスクマネジメントとして、以下の内容に従い、「PDCA サイクル」を構築し、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、地域の強靭化の取組を推進することとする。

計画策定	目標とリスクシナリオに照らし合わせて脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
実施	計画に基づき、課題解決のために必要な施策・事業を推進
評価	施策・事業の優先度に応じた進捗状況や取組結果を評価
見直し・改善	評価結果に対する全体の取組方針の見直し、改善を実施

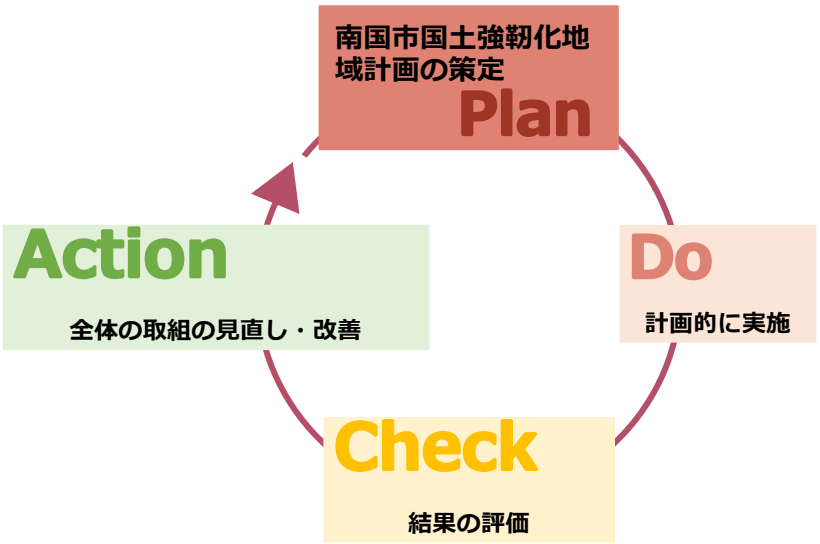


図　1.2　PDCA サイクルのイメージ

４．計画策定・推進の基本方針

「基本計画」において定められている「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を基本的な方針として本市の強靭化を進める。

分野間、関係機関の連携強化	これまで取り組んできた施策や事業について、リスクごとに組み直すことにより、分野間の連携を強化
ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ	ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせることで、より効果的な施策を推進
リスクマネジメントプロセスの導入	基本計画で用いられている、「リスクマネジメントプロセス」を導入し、リスクの特定・分析、脆弱性評価、対応方策の検討、優先度に応じた取組、見直し・改善の手順で計画を推進
施策の推進における地域との連携強化	住民主体の地域防災力向上への取組を支援し、自助・共助の更なる充実を図るとともに、民間事業者の事前防災及び減災のための取組も踏まえて、計画を推進

第２章　　南国市の特性

第１節　地勢

１．本市の位置

本市は、高知県の中東部（北緯 33 度 34 分、東経 133 度 38 分）に位置し、西は高知市、東は香南市及び、香美市、北は長岡郡本山町及び土佐郡土佐町、南は土佐湾と接している。

東西約 12km、南北約 23km で、面積は 125.35km^2 を有する。



図　2.1　南国市の位置
出典：平成 29 年　南国市市勢要覧

２．本市の地形

本市の北部は、四国山地の南端にあり、中部南部は高知平野、そして沿岸部となっている。中部南部域は、高知平野の東部を占める香長平野と称される地域で、香南市との境を流れる物部川や国分川、野中兼山の新田開発によって作られた舟入川が市の中央部を東から西に流れ、高知市で浦戸湾に注いでいる。

中心市街地の周辺は、これらの河川により形成された本県最大の扇状地で、北は古期扇状地が長岡台地を、その南側に沖積層の新期扇状地が形成している。この新期扇状地を、香美市土佐山田町神母木、その南の岩積あたりを自然のはけ口とした幾つかの自然流が放射状に派流して、そこに「自然堤防」「後背湿地」が形成されているのが特徴である。また、沿岸部は、東西に砂礫洲、砂礫丘が形成され、南北に幅 500m、高さ 11m もの規模となっている。

３．本市の地質

四国地方は、北から中央構造線、御荷鉾構造線、仏像構造線の３本の構造線により区分される特徴があり、仏像構造線の南側には、土佐湾を経て、安芸・中筋構造線が分布している。

中央構造線南側に当たる外帯では、深海底や海溝で堆積し南海トラフに平行して二畳紀～ジュラ紀以降にプレート運動により付加された付加体(秩父帯、四万十帯)、後期ジュラ紀～前期白亜紀の付加体を原岩とし地下数十キロで高圧変成作用を受けた岩石や千数百度の高温を経験した高圧型変成岩類(三波川変成帯)などが、東西方向に向け帯状に分布している。

本市の地質は、このうち仏像構造線沿線に位置し、南部は四万十帯に、北部は秩父帯に属しており、北から南へかけ古い地層から次第に新しい地層へと帯状に並び、市全域が瓦を伏せたようになっているのが特徴である。

第２節　気候

１．本市の気候の特徴

四国は南九州と並んで台風が接近・通過しやすい位置にある。中でも高知県は南に開いた形状をしており、北側には標高 1,000～1,500m を示す四国山地を控えていることから、南からの多湿な空気が吹き付けた場合、その山地斜面を駆け上がるような気流が発生し、発達した積乱雲等の発生しやすい地形となっている。したがって、高知県は全国的にみても多雨地域に属しており、年平均の降水量は 2,600mm を超えている。

第３節　人口

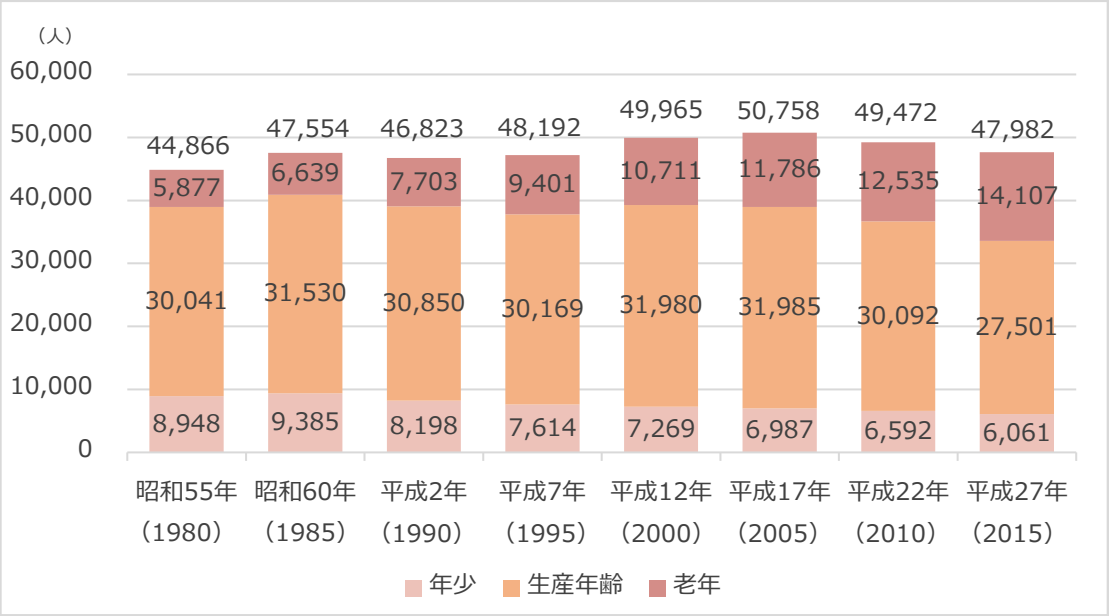
１．本市の人口構造

本市は、高知県の中央部、県都高知市に隣接し、高知県下第 2 位の人口規模を有している。

本市の人口は、平成 17（2005）年を境に減少に転じ、平成 27（2015）年時点の総人口は 47,982※人である。

年齢構成別では、平成 17 年以降、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）はともに減少が続いている。

また、老年人口は昭和 55（1980）年以降増加を続け、高齢化率（人口に占める 65 歳以上人口の割合）は平成 27（2015）年で約 30%である。



※国勢調査の総人口と年齢構成別人口は、数値調整の関係により整合しない場合がある。
出典：国勢調査

図　2.2　人口の推移

第４節　交通

１．本市の交通

本市は、JR 土讃線、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線、とさでん交通路面電車の 3 つの鉄道が通り、市内の概ね東西方向の公共交通を担っている。

また、高知龍馬空港、高知自動車道及び南国インターチェンジ、高知東部自動車道の高知龍馬空港インターチェンジ、なんこく南インターチェンジ、JR 土讃線の御免駅を「広域交通結節点」に位置づけられ、県内の交通の要衝であり、岡山、大阪、東京等の全国各地を繋ぐ拠点としての位置づけを担っている。

第３章　　対象とする災害と被害想定

本計画で対象とするリスクは、今後 30 年以内の発生確率が 70～80%程度といわれる南海トラフ地震と過去に幾多の被害を受けてきた風水害とする。

第１節　地震・津波の被害想定

１．地震・津波による災害の特徴

(1)南海トラフを震源とする地震

この地震は、おおむね 100 年から 150 年の周期で繰り返し発生しており、次に発生する時期や規模について、地震調査研究推進本部の発表では、南海地震の今後 30 年以内の発生確率は 70～80%程度とされている。

地震規模は、M8～M9 クラスが想定され、本市では震度 6 強～震度 7 の地震動が想定されている。地盤が軟弱な河川流域の平野部に人口が集中しているため、液状化による家屋倒壊などで大規模な被害が発生する可能性がある。

地震発生後に想定される津波による浸水面積は想定最大規模で 1,721km^2、浸水深はところによっては 10m を超える非常に高い津波高が想定されている。

(2)日向灘を震源とする地震

この領域では、M7 程度の地震が十数年から数十年に一度の割合で発生しているが、日向灘周辺で発生する地震では、周辺の沿岸各地に地震の揺れによる被害のほか、震源域が浅い場合には、津波被害が生じることがある。

「昭和 43（1968）年日向灘地震」では、津波の験潮記録から得られた最大全振幅は室戸岬 124cm、土佐清水 236cm、宿毛 224cm 等となっており、津波の実測による高さは四国南西部で最大 3m以上となり、津波による被害も発生した。

(3)遠地津波災害

遠地津波とは、遠方を震源とする地震等により発生し、伝播してきた津波で、1952 年カムチャッカ津波、1960 年チリ地震、2010 年チリ中部沿岸を震源とする地震などにおける被害が確認されている。特に 1960 年チリ地震津波は、地震の約 1 日後、津波が日本の各地に押し寄せ、本県においても、家屋が倒壊、床上、床下浸水が発生した。

2．地震・津波の被害想定

平成 24 年 12 月に高知県が公表した「【高知県版第２弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水想定」（以下、「県津波浸水想定」という。）に基づいた、「最大クラスの地震・津波：L2」を想定する。

なお、参考情報として、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波：L1」について被害想定を示す。

（1）最大クラスの地震・津波による被害想定（L2）

本市は、南海トラフの巨大地震における最大クラスの地震・津波により、10,750 棟の建物被害（総数の約 34.5%）、3,280 人の死亡者数（総人口の約 6.6%）、3,020 人の負傷者数（総人口の約 6.1%）の被害が想定され、避難者は、最大で１ヵ月後の 33,000 人が想定されている。

表 3.1 建物被害【被災ケース：L2 陸側ケース④※1】

建物棟数	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	津波	地震火災	合計
31,115	20	7,200	20	3,200	310	10,750 (34.5%)

出典：高知県 南海トラフ地震による被害想定（平成 24 年 12 月）（以降、同様）

表 3.2 人的被害（死亡者数）【被災ケース：L2 陸側ケース④】

人口	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
49,786	460	20	2,800	*	20	*	3,280 (6.6%)

*：若干数を示す（以降、同様）

表 3.3 人的被害（負傷者数）【被災ケース：L2 陸側ケース④】

人口	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
49,786	2,800	290	210	*	10	*	3,020 (6.1%)

表 3.4 避難者【被災ケース：L2 陸側ケース④】

1日後			1週間後			1ヵ月後		
全避難者	避難所避難者	避難所外避難者	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者
24,200	1,5000	9,200	25,000	15,000	10,000	33,000	10,000	23,000

※1：震度分布及び津波浸水予測の組合せから抽出した南国市で最大の死傷者が発生するケース

（2）（参考）発生頻度の高い一定程度の地震・津波による被害想定（L1）

本市は、南海トラフの巨大地震における発生頻度の高い一定程度の地震・津波により、1,010 棟の建物被害（総数の約 3.2%）、80 人の死者数（総人口の 0.2%）、960 人の負傷者数（総人口の 1.9%）の被害が想定され、避難者は、最大で 1 週間後の 8,100 人が想定されている。

表 3.5 建物被害【被災ケース：L1】

建物棟数	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	津波	地震火災	合計
31,115	20	900	*	10	80	1,010 (3.2%)

*：若干数を示す（以降、同様）
出典：高知県 南海トラフ地震による被害想定（平成 24 年 12 月）（以降、同様）

表 3.6 人的被害（死亡者数）【被災ケース：L1】

人口	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
49,786	60	*	20	*	*	*	80 (0.2%)

表 3.7 人的被害（負傷者数）【被災ケース：L1】

人口	建物倒壊	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀	合計
49,786	930	70	30	*	*	*	960 (1.9%)

表 3.8 避難者【被災ケース：L1】

1 日後			1 週間後			1 ヵ月後		
全避難者	避難所避難者	避難所外避難者	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者	全避難者	避難所避難者	避難所外避難者
2,900	1,700	1,100	8,100	4,100	4,000	6,100	1,800	4,300

第２節　風水害の被害想定

１．風水害の特徴

近年では平成 10（1998）年 9 月に、かつてないような記録的な集中豪雨に見舞われた。この豪雨は秋雨前線の停滞によるもので前線に向かって南から湿った風が吹き続け、9 月 23 日～25 日にかけて高知市、南国市、香美市を結ぶ帯状の地域に雨が集中した。国分川、舟入川では、堤防からの溢水・越流、内水はん濫による多大な浸水被害が生じた。

また、物部川についても警戒水位を上回り、南国市及び周辺市町（高知市等）を加えた被害の概要は死者 8 名、負傷者 13 名、家屋の全壊 24 戸、半壊 20 戸、床上浸水 13,442 戸、床下浸水 10,235 戸、公共施設被害 29 戸に上った。

２．風水害の被害想定

本市における風水害は、大雨による洪水災害及び土砂災害が想定される。

洪水災害については、近年の気象災害の甚大化を受けて、国土交通省及び高知県にて実施された物部川（一級河川）及び国分川（二級河川）の河川はん濫解析（計画規模降雨、想定最大規模降雨）による浸水予測に基づく区域を対象とする。

なお本市では、上記河川について、想定最大規模降雨に基づく「南国市洪水ハザードマップ（物部川）」及び「南国市洪水ハザードマップ（国分川）」を作成・公表している。

土砂災害については、高知県により調査・指定された土砂災害警戒区域（441 か所）及び土砂災害特別警戒区域（422 か所）における土石流、急傾斜地崩壊、地すべりによる災害を対象とする。

第４章　　脆弱性評価

第１節　脆弱性評価の手順

１．基本目標・事前に備えるべき目標の設定

大規模自然災害等に対する脆弱性の評価は、想定するリスク（災害）に対して、本市の現状のどこに脆弱性があるのかを改めて検討するものである。本市の地域強靭化を推進するにあたり必要となる施策を抽出し、効率的かつ効果的に実施していくため、基本となる目標を明確にするとともに、その目標を達成するために必要な、事前に備えるべき目標を定める。

本計画では、基本計画や県計画との調和を図り、４ つの「基本目標」と、基本目標を達成するための９つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

◆基本目標

①人命の保護が最大限図られること
②市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④迅速な復旧・復興

◆事前に備えるべき目標

①直接死を最大限防ぐ
②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する（災害関連死を最大限防ぐ）
③必要不可欠な行政機能は確保する
④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦制御不能な二次災害を発生させない
⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する
⑨地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高める

2．起きてはならない最悪の事態の設定

脆弱性評価において、想定するリスクに対する必要な施策やその進捗・達成状況等を整理、分析するため、事前に備えるべき目標の妨げになるものとして、「起きてはならない最悪の事態」を設定する。設定した最悪の事態を回避するための、施策を「プログラム」と位置づけ、現状を改善するための課題や今後の施策の推進方針を分析、整理する。

本計画では、本市の特性や対象とするリスクを踏まえ、36 の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

表 4.1 基本目標・事前に備えるべき目標・起きてはならない最悪の事態

基本目標			
Ⅰ．人命の保護が最大限図られること		Ⅱ．市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	
Ⅲ．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化		Ⅳ．迅速な復旧・復興	

事前に備えるべき目標		回避すべき起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震の揺れによる多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
		1-2	津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態
		1-3	洪水による多数の死者・行方不明者が発生する事態
		1-4	土砂災害による多数の死傷者が発生する事態
		1-5	市街地等で内水はん濫による広域かつ長期的な浸水が発生する事態
		1-6	情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する（災害関連死を最大限防ぐ）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間停止する事態
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態
		2-3	警察・消防等の被災による救助･救急活動等の資源が 絶対的に不足する事態
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶 による医療機能が麻痺する事態
		2-5	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態
		2-6	避難所・福祉避難所の供与が不足する事態
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所の職員･施設等の被災による行政サービス機能が大幅に低下する事態
		3-2	災害対策本部が適切に運営できない事態
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信の長期停止により防災関係機関への災害情報が伝達できない事態
		4-2	防災行政無線等の機能停止により、市民へ適切な避難行動を伝達することができない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態
		5-2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、空港等）の機能が停止する事態
		5-3	ガソリン等経済活動に必要な燃料の不足により経済活動が停滞する事態
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、石油、ガスの供給が停止する事態
		6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態
		6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり停止する事態
		6-4	主要道路・地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態
		7-2	ため池等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態
		7-3	有害物質が大規模に拡散･流出する事態
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	復興指針・計画や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興が大幅に遅れることによる地域コミュニティの崩壊・人口流出を引き起こす事態
		8-3	道路啓開・復旧・復興工事を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	被災者・事業者への支援の遅れにより生活・事業を再建することができない事態
		8-7	文化財等が損失する事態
9	地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高める	9-1	住民一人ひとりの災害への準備不足により、被害（直接死・災害関連死）が拡大する事態
		9-2	地域防災力の低い状態により、その地域の被害が大きくなる事態

３．施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」（表 4.1）を回避するため、本市の特性や地域の状況に応じた７つの「個別施策分野」と長期的な視点に立った地域づくりに関する４つの「横断的分野」を設定し、脆弱性評価を実施する。

「個別施策分野」は、①行政機能、②インフラ・住環境、③保健医療・福祉、④産業・エネルギー、⑤教育、⑥情報通信、⑦地域防災、「横断的分野」は、①リスクコミュニケーション、②人材育成、③官民連携、④老朽化対策を設定する。

◆個別施策分野

①行政機能	⑤教育
②インフラ・住環境	⑥情報通信
③保健医療・福祉	⑦地域防災
④産業・エネルギー	

◆横断的分野

①リスクコミュニケーション	③官民連携
②人材育成	④老朽化対策

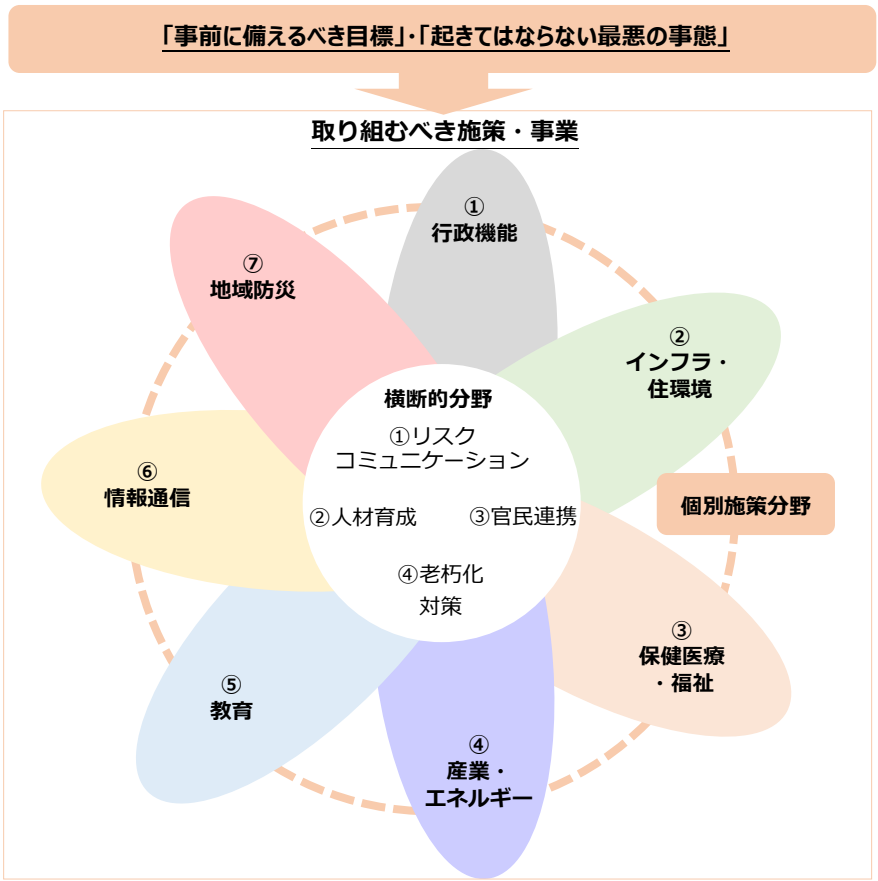


図４.１ 「個別施策分野」と「横断的分野」の関係性

表 4.2 施策分野と主な施策内容

施策分野		分野ごとの主な施策内容
個別施策分野	①行政機能	・行政機能の維持に係る施策
	②インフラ・住環境	・住宅や建築物の安全に係る施策 ・市街地や交通ネットワークの整備などに係る施策 ・堤防や内水排除施設の整備や強化など係る施策 ・防災拠点の整備に係る施策 ・上水道や下水道の強化などに係る施策 ・災害廃棄物や有害物質の処理に係る施策
	③保健医療・福祉	・医療施設、福祉施設の安全や機能維持に係る施策 ・災害時の医療、保健衛生活動に係る施策
	④産業・エネルギー	・事業所の安全対策に係る施策 ・エネルギーの確保に係る施策
	⑤教育	・学校や保育施設の安全、防災教育に係る施策
	⑥情報通信	・情報通信設備、情報伝達体制の整備に係る施策
	⑦地域防災	・防災意識の向上や地域の防災力向上に係る施策 ・住民の避難行動や避難所に係る施策
横断的分野	①リスクコミュニケーション	・市民との防災意識の共有に係る施策
	②人材育成	・自助・共助・公助による災害時の対応に係る人材を育成する施策
	③官民連携	・民間事業者や地域の専門家スキル、民間技術等の活用に係る施策
	④老朽化対策	・公共施設の適切な維持管理、更新に係る施策

４．脆弱性評価の実施手順

1.から 3.において設定した、目標、起きてはならない最悪の事態および施策分野の内容をもとに、実施する脆弱性評価の手順を以下に示す。

①	「事前に備えるべき目標」および「起きてはならない最悪に事態」と個別施策分野をマトリクスで整理する。
②	マトリクスで対応する項目ごとに、現在実施している施策や事業について関連計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略や地域防災計画等）をもとに抽出し整理する。
③	マトリクスで整理した内容をもとに、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）に対する施策・事業の評価、個別施策分野ごとの評価を行い、現状の取組の課題を明確にする。
④	評価の結果、認識した課題に対する対応を検討する。

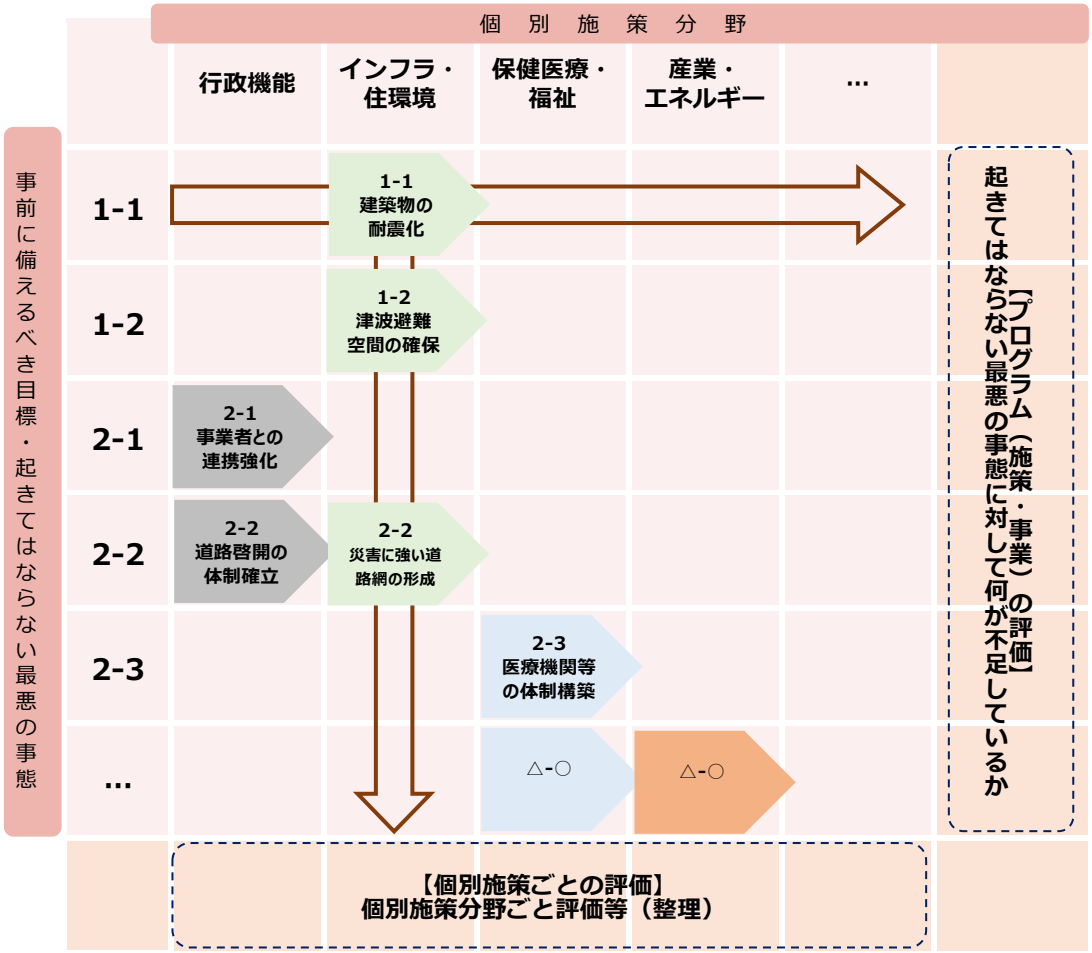


図４.２ 脆弱性評価の概念図

第２節　評価結果

脆弱性評価を実施した結果を本節（次頁以降）に示す。

表 4.3 脆弱性評価結果一覧

：事前に備える目標内で特に施策・事業等の強化が必要な項目
：特に脆弱性が想定される（今後の取組を検討すべき）項目
：脆弱性が想定される（取組は検討されているが現時点で進捗があまりない）項目

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		①行政機能【施策・推進方針項目】	②インフラ・住環境【施策・推進方針項目】	③保健医療・福祉【施策・推進方針項目】	④産業・エネルギー【施策・推進方針項目】	⑤教育【施策・推進方針項目】	⑥情報通信【施策・推進方針項目】	⑦地域防災【施策・推進方針項目】
直接死を最大限防ぐ	1-1	地震の揺れによる多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態		建築物の耐震化					近隣住民による地震発生直後の共助
				室内安全対策					自助の啓発
				ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策					
	1-2	津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態	津波避難計画の見直し、実効性向上	河川構造物、施設等の地震・津波対策	避難行動要支援者への支援体制構築、要配慮者施設の避難対策		防災教育の推進	地震・津波発生の迅速な伝達	津波避難計画の見直し、実効性向上
				津波避難空間の確保				情報伝達体制の充実化	防災教育の推進
				ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策					
				避難場所の整備の充実化（資機材等）					
				事前の被害軽減対策					
	1-3	洪水による多数の死者・行方不明者の発生する事態	消防・救急体制の充実	河川構造物、施設等の耐震、耐水化	避難行動要支援者への支援体制構築、要配慮者施設の避難対策			情報伝達体制の充実化	確実な避難行動体制の確立
			応急工事の体制構築	事前の被害軽減対策					
			長期浸水への対応						
	1-4	土砂災害による多数の死傷者が発生する事態		土砂災害警戒区域等の対策	避難行動要支援者への支援体制構築、要配慮者施設の避難対策		防災教育の推進	情報伝達体制の充実化	
				中山間地域への対策					
				ため池の対策					
				森林の適正管理					
				大規模盛土造成地の安全性の把握					
	1-5	市街地等で内水はん濫による広域かつ長期的な浸水が発生する事態		河川改修、施設等の浸水対策、長寿命化				情報伝達体制の充実化	
	1-6	情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態		復興まちづくり計画策定における説明	避難行動要支援者への支援体制構築		防災教育の推進	情報伝達体制の充実化	防災教育の推進
									住民の避難意識の向上、人材育成
救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康避難生活環境を確実に確保する（災害関連死を最大限防ぐ）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間停止する事態	公的備蓄の充実	災害に強い道路網の形成					生活必需物資の確保
			事業者との連携強化	緊急時の水の確保					
			緊急時の輸送体制の確立						
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態	公的備蓄の充実	中山間地域への対策	中山間地域における医療体制の充実化			情報伝達体制の充実化	
			中山間地域への対策	災害に強い道路網の形成					
	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が絶対的に不足する事態	消防・救急体制の充実	中山間地域への対策	医療機関等の体制構築			情報伝達体制の充実化	地域の防災力向上
			応急活動の体制強化	災害に強い道路網の形成					
			応急活動を担う施設の整備	応急活動時の道路対策					
				応急活動場所の整備					
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態		災害に強い道路網の形成	医療体制の確立			情報伝達体制の充実化	
					医薬品等の備蓄強化				
					地域医療の強化				
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態	遺体安置所等における体制の確立	汚水対策	健康支援の体制整備				
					感染症等の予防体制の整備				
	2-6	避難所・福祉避難所の供与が不足する事態	避難所の確保		福祉避難所の体制整備				避難所運営体制の強化
			指定避難所の耐震化、防災機能強化						
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態	生活再建支援の強化		避難生活の長期化への対応				避難者支援体制
必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所の職員・施設等の被災による行政サービス機能が大幅に低下する事態	公的備蓄	建築物の耐震化				情報伝達体制の充実化	自主防災組織等との連携強化
			資機材の充実						
			職員の資質向上						
			関係施設の耐震化						
			業務システム等の保全対策						
	3-2	災害対策本部が適切に運営できない事態	防災体制の強化						
			業務継続体制の強化						
			受援体制の検討						
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信の長期停止により防災関係機関への災害情報が伝達できない事態		ライフライン事業者との連携				情報伝達体制の充実化	
								情報の一元管理体制構築	
								情報通信網の耐災害性の向上	
								多様な情報伝達手段の周知	
	4-2	防災行政無線等の機能停止により、市民へ適切な避難行動を伝達することができない事態						情報伝達体制の充実化	
								多様な避難者への情報提供実施	
経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態		建築物の耐震化		災害に強い産業基盤づくり			
				事業活動継続のための防災対策強化		業務継続体制の強化			
				ライフラインの復旧体制構築					
	5-2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、空港等）の機能が停止する事態		交通ネットワーク復旧の体制強化					
				交通ネットワークの災害対応力強化					
	5-3	ガソリン等経済活動に必要な燃料の不足により経済活動が停滞する事態		災害対応給油所の確保		代替エネルギーの導入			
						エネルギー供給事業者との連携強化			
						代替エネルギーの導入			
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、石油、ガスの供給が停止する事態	復旧ルート啓開体制の確立	ライフライン事業者との連携					
				災害対応給油所の確保					
	6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態	応急給水体制の確立	水道施設の耐震化					
				代替手段の確保					
	6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり停止する事態	下水道施設の応急復旧体制確立	下水道、農業用排水等施設の耐震化					
				排水対策の強化					
				汚水対策					
	6-4	主要道路・地域交通ネットワークが分断する事態	緊急時の輸送体制の確立	建築物の耐震化					
				災害に強い道路網の形成					
				公共交通の機能維持					
				道路拡幅対策					
制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態	火災の未然防止、初期消火体制の強化	火災に強いまちづくりの実施					消防団や自主防災組織との連携
									防災意識の向上
	7-2	ため池等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態		ため池決壊等による被害の防止					
	7-3	有害物質が大規模に拡散・流出する事態				有害物質流出防止対策			
						原子力災害発生時への備え			
						原子力災害に関する広報			
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	復興指針・計画や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態	応急復旧工事の迅速かつ柔軟な実施	復興方針の事前検討実施				復興に関する情報提供の充実化	
			復旧における反社会勢力の排除	復興に向けた境界の明確化					
	8-2	復興が大幅に遅れることによる地域コミュニティの崩壊・人口流出を引き起こす事態	地域内連携の体制構築				学校、保育所・幼稚園等の教育環境復旧		地域内連携の体制構築
									事前の備えの促進
	8-3	道路啓開・復旧・復興工事を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	復旧・復興体制の確立						
			ボランティアセンター運営体制の整備						
	8-4	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理体制の強化	焼却施設の耐震化					
				災害廃棄物処理体制の強化					
				迅速な損壊家屋の解体撤去					
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	整備方針の事前検討	応急期の用地確保					
			応急期の用地確保	埋蔵文化財の調査実施					
	8-6	被災者・事業者への支援の遅れにより生活・事業を再建することができない事態	生活再建支援の強化	迅速な応急危険度判定等の実施					
	8-7	文化財等が損失する事態		文化財の保護					
				埋蔵文化財の調査・記録保存					
地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高める	9-1	住民一人ひとりの災害への準備不足により、被害（直接死・災害関連死）が拡大する事態							防災意識及び防災能力の向上
									防災訓練の推進
	9-2	地域防災力の低い状態により、その地域の被害が大きくなる事態	多様な組織の連携強化		地域福祉の推進				地域の防災活動の担い手育成
個別施策分野ごとの評価（主な内容）			・災害時の応急活動における体制の構築が必要 ・業務継続体制の構築が必要 ・復旧・復興期の対応における体制の構築が必要	・水害に備えた河川構造物、施設の整備が必要 ・中山間地域への対応における体制の構築が必要 ・災害時におけるライフライン等の民間事業者との連携体制の構築が必要 ・復旧・復興期の対応における事前の対策が必要	・避難行動要支援者への支援体制の構築が必要 ・医療体制の構築における医薬品・資機材の確保が必要	・市内事業者の業務継続体制の構築が必要 ・災害に備えたエネルギーの確保が必要 ・二次災害（伊方原子力発電所等）に備えた体制の構築が必要	・防災教育の推進が必要 ・教育環境の復旧対策が必要	・災害に備えた情報の一元的な管理体制の構築が必要 ・避難者属性に応じた多様な情報伝達方法の確立が必要	・住民の防災意識のさらなる向上に資する対策が必要 ・地域における人材育成が必要

表 4.4 脆弱性評価結果

事前に 備えるべき目標	起きてはならない 最悪の事態	課題に対する主な対応策
【目標 1】 直接死を最大限防ぐ	1-1　地震の揺れによる多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態	・建築物の耐震化 ・室内安全対策 ・ブロック塀の倒壊防止等、避難路の安全対策 ・住民の防災能力の向上
	1-2　津波による多数の死者・行方不明者が発生する事態	・河川構造物、施設等の地震・津波対策 ・事前の被害軽減対策
	1-3　洪水による多数の死者・行方不明者が発生する事態	・河川構造物、施設等の耐震、耐水化 ・応急工事の体制構築 ・長期浸水への対応 ・避難行動要支援者への支援体制構築、要配慮者施設の避難対策
	1-4　土砂災害による多数の死傷者が発生する事態	・ため池の対策 ・森林適正管理 ・大規模盛土造成地の安全性把握
	1-5　市街地等で内水はん濫による広域かつ長期的な浸水が発生する事態	・河川改修、施設等の浸水対策、長寿命化
	1-6　情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態	・避難行動要支援者への支援体制構築 ・防災教育の推進
【目標 2】 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する（災害関連死を最大限防ぐ）	2-1　食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間停止する事態	・災害に強い道路網の形成
	2-2　多数かつ長期にわたる孤立地域等が同時発生する事態	・中山間地域への対策 ・災害に強い道路網の形成
	2-3　警察・消防等の被災による救助･救急活動等の資源が 絶対的に不足する事態	・応急活動を担う施設の整備 ・中山間地域への対策 ・災害に強い道路網の形成
	2-4　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶 による医療機能が麻痺する事態	・災害に強い道路網の形成 ・医薬品等の備蓄の充実化
	2-5　被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態	・健康支援の体制整備 ・感染症等の予防体制の整備
	2-6　避難所・福祉避難所の供与が不足する事態	・福祉避難所の体制整備 ・避難所運営体制の強化
	2-7　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態	・生活再建支援の強化 ・避難生活の長期化への対応 ・避難者支援体制の構築

事前に 備えるべき目標	起きてはならない 最悪の事態	課題に対する主な対応策
【目標 3】 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1　市役所の職員･施設等の被災による機能が大幅に低下する事態	・公的備蓄の充実 ・業務システム等の保全対策
	3-2　災害対策本部が適切に運営できない事態	・業務継続体制の強化
【目標 4】 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1　情報通信の長期停止により防災関係機関への災害情報が伝達できない事態	・ライフライン事業者との連携 ・情報の一元管理体制構築
	4-2　防災行政無線等の機能停止により、市民へ適切な避難行動を伝達することができない事態	・多様な避難者への情報提供実施
【目標 5】 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1　事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態	・ライフラインの復旧体制の構築 ・業務継続体制の強化
	5-2　基幹的交通ネットワーク（高速道路、空港等）の機能が停止する事態	・災害に強い道路網の形成 ・応急復旧体制の強化
	5-3　ガソリン等経済活動に必要な燃料の不足により経済活動が停滞する事態	・災害対応給油所の確保 ・代替エネルギーの導入 ・エネルギー供給事業者との連携強化
【目標 6】 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1　電気、石油、ガスの供給が停止する事態	・復旧ルート啓開体制の確立 ・ライフライン事業者との連携 ・災害対応給油所の確保 ・代替エネルギーの導入
	6-2　上水道の供給が長期間にわたり停止する事態	・代替手段の確保
	6-3　汚水処理施設等が長期間にわたり停止する事態	・下水道施設の応急復旧体制確立 ・下水道、農業用排水等施設の耐震化
	6-4　主要道路・地域交通ネットワークが分断する事態	・緊急時の輸送体制の確立 ・建築物の耐震化 ・災害に強い道路網の形成
【目標 7】 制御不能な二次災害を発生させない	7-1　地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態	・防災意識向上
	7-2　ため池等の損壊・機能不全による二次災害が発生する事態	・ため池決壊等による被害の防止
	7-3　有害物質が大規模に拡散･流出する事態	・有害物質流出防止対策 ・原子力災害発生時への備え ・原子力災害に関する広報

事前に 備えるべき目標	起きてはならない 最悪の事態	課題に対する主な対応策
【目標 8】 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1　復興指針・計画や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態	・応急復旧工事の速やかな実施 ・復旧における反社会勢力の排除 ・復興方針の事前検討実施
	8-2　復興が大幅に遅れることによる地域コミュニティの崩壊・人口流出を引き起こす事態	・学校、保育所・幼稚園等の教育環境復旧
	8-3　道路啓開・復旧・復興工事を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	・復旧・復興体制の確立 ・ボランティアセンター運営体制の整備
	8-4　災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・焼却施設の耐震化 ・災害廃棄物処理体制の強化
	8-5　事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	・応急期の用地確保
	8-6　被災者・事業者への支援の遅れにより生活・事業を再建することができない事態	・迅速な応急危険度判定の実施
	8-7　文化財等が損失する事態	・埋蔵文化財の調査・記録保存
【目標 9】 地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高める	9-1　住民一人ひとりの災害への準備不足により、被害（直接死・災害関連死）が拡大する事態	・防災意識及び防災能力の向上
	9-2　地域防災力の低い状態により、その地域の被害が大きくなる事態	・多様な組織の連携強化

第５章　　強靭化の推進方針

第１節　　地域強靭化の推進方針

４章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における強靭化に係る施策の推進方針を策定する。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」ごとにとりまとめた施策・推進方針を本節（次頁以降）に示す。

※文章中の【】内の文字は、各施策の推進にあたり、関係する部局を省略して記載する。
【危】：危機管理課、【福】：福祉事務所、【長】：長寿支援課、【保】：保健福祉センター、【環】：環境課、【上】：上下水道局、【農】：農地整備課、【建】：建設課、【都】：都市整備課、【地】：地籍調査課、【住】：住宅課、【企】：企画課、【情】：情報政策課、【学】：学校教育課、【生】：生涯学習課、【消】：消防本部、【子】：子育て支援課、【商】：商工観光課、【総】：総務課

1-1.　地震の揺れによる多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
建築物の耐震化【危・建・都・住・企・学・生・長・消】 ・住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、地域住宅計画に基づく事業のうち下記の事業及び住環境整備事業のうち下記の事業（以下、住環境整備事業等という。）を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。 ＜主な施策・事業＞ （地域住宅計画に基づく事業） 公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等 （住環境整備事業） 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業等 ・建築物の倒壊による死傷者の発生や避難路の閉塞、火災等を防ぐため、不特定多数の者が使用する公共施設の耐震性向上を計画的に進めるとともに耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。 ・災害時において、応急対策上重要な行政関連施設や災害時要支援者に関わる医療施設等の重点的な耐震化を進める。 ・住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、住宅耐震に関する市民の相談窓口を設置し、補助事業の周知、基準遵守の指導等を行うとともに、耐震補強の必要性に関する啓発活動を強化する。 ・市営住宅の耐震性を確保するとともに、長寿命化を図るため、市営住宅の適正な維持管理を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 緊急対策促進事業、学校施設環境改善交付金事業（学校施設の耐震化）、社会教育施設非構造部材耐震化事業、スポーツ施設非構造部材耐震化事業、防災活動拠点施設の耐震化事業、公園内の遊具の老朽化対策、耐震改修事業利用促進等
室内安全対策【危・住・消】 ・家庭における負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策について防災知識の普及を図るとともに、補助事業の周知を行う。 ・建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。 ＜主な施策・事業＞ 住宅用火災警報器設置交換促進及び条例適合率向上事業、家具転倒予防金具等取付事業、市営住宅の長寿命化等

ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策【危・住】 ・住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。 ・ブロック塀の転倒防止を図るため、必要な対策を促進するとともに、耐震改修の助成支援やブロック塀除去事業の周知を推進する。 ・地震の発生時に、空き家の倒壊による死傷者の発生や避難路の閉塞、火災等を防ぐため、老朽化した空き家の除却や新たな活用による対策を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 市営住宅のブロック塀の安全対策、ブロック塀の安全対策、ブロック塀除去事業利用促進、老朽空き家の除却等
近隣住民による地震発生直後の共助【危】 ・発災直後の地域での共助による防災活動・避難所運営活動を推進するため、自主防災組織の活動支援を行う。また、防災学習の取組を行うことで、共助による防災活動の必要性を啓発する。 ＜主な施策・事業＞ 防災訓練の普及・訓練の実施等
自助の啓発【危】 ・地震発生時に自分の身は自分で守ることができるよう、「緊急地震速報発表」、「地震発生中」、「発生直後」のフェーズごとの行動を防災学習の取組を行うことで、啓発する。 ＜主な施策・事業＞ 防災訓練の普及・訓練の実施等

1-2.　津波による多数の死者･行方不明者が発生する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
河川構造物、施設等の地震・津波対策 ・発生頻度の高い津波に対しては、津波による浸水を防ぎ、最大クラスの津波においても避難時間を稼ぐため、防波堤、河川・海岸堤防や水門等の地震・津波ハード対策を着実に推進する。
津波避難空間の確保【危】 ・最大クラスの津波に対応し、迅速かつ安全な避難が可能となるよう、登下校中や施設利用中の避難行動も考慮した津波避難施設（津波緊急避難場所や津波避難タワー等）の整備を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 防災・安全社会資本整備総合交付金事業、津波避難タワー等の緊急避難場所整備等
津波避難計画の見直し、実効性向上【危】 ・地震発生後、迅速かつ安全な避難行動を行うことができるよう、地域の脆弱性に基づいた「南国市津波避難計画」の見直しを実施する。また、より確実な津波避難を行うため、地区別の津波避難計画を作成し、訓練から見直しまでの PDCA サイクル考慮した体制を構築する。 ＜主な施策・事業＞ 南国市津波避難計画の策定・見直し、地区別津波避難計画の策定・見直し等

ブロック塀、避難路等の安全対策【危・住】

・住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

・ブロック塀の転倒防止を図るため、必要な対策を促進するとともに、耐震改修の助成支援やブロック塀除去事業の周知を推進する。

・地震の発生時に、空き家の倒壊による死傷者の発生や避難路の閉塞、火災等を防ぐため、老朽化した空き家の除却や新たな活用による対策を推進する。

＜主な施策・事業＞

ブロック塀の安全対策（南国市耐震改修促進計画による）、耐震改修事業利用促進、家具転倒予防金具等取付事業利用促進、ブロック塀除去事業利用促進等

防災教育の推進【危・学】

・地震・津波に関する防災知識の向上を図るため、住民への防災学習や訓練を行い、事前の備えの重要性を啓発する。また、学校においては防災計画に基づいた定期的な避難訓練の実施を推進する。

＜主な施策・事業＞

高知県実践的防災教育推進事業、防災知識の普及・訓練の実施等

地震・津波発生の迅速な伝達【危】

・防災行政無線による確実な緊急地震速報及び津波警報等の伝達のために無線システムを整備するとともに、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、その情報の内容を踏まえた防災対応を実施できるよう地域防災計画等の見直しや関係事業者の地震対策の見直し支援を推進する。

・緊急地震速報や南海トラフ臨時情報等の意味とその重要性を啓発し、速報発表時に各自が行動を起こすことができるよう防災学習を推進する。

＜主な施策・事業＞

防災行政無線システム整備等

情報伝達体制の充実化【情・消】

・地震発生後、観測情報や被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供を円滑に行えるよう、情報収集・伝達体制の確立や防災行政無線、ライフライン施設等の機能確保に努める。また、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。

＜主な施策・事業＞

情報通信基盤整備事業等

避難行動要支援者への支援体制構築、要配慮者施設の避難対策【福・危・学・子・長】

・災害時に避難行動要支援者が確実な避難を実施できるよう、避難行動要支援者の個別計画の作成や「要配慮者避難支援システム」を活用した、自主防災組織・消防団等の支援体制の確立を図る。また、実効性のある体制を構築するため、訓練の支援や避難行動要支援者名簿及び要配慮者台帳の作成、情報提供に係る本人同意の取得を推進する。要配慮者施設における犠牲者を防ぎ、確実な避難体制を構築するため、避難確保計画の作成を支援する。

・要配慮者施設における犠牲者を防ぎ、確実な避難体制を構築するため、避難確保計画の作成を支援する。

＜主な施策・事業＞

避難行動要支援者名簿及び要配慮者台帳の作成、情報提供に係る本人同意の取得、避難行動要支援者個別計画の作成・見直し支援、要配慮者避難支援システムの活用等

避難場所の整備の充実化（資機材等）【危】 ・避難場所での滞在中に避難者の体調の悪化や命を落とすことを防ぐため、津波避難施設の整備と併せて、避難空間（津波避難タワーや高台等）への備蓄倉庫の整備及び多様なニーズに配慮した資機材・備蓄物資の整備を進める。 <主な施策・事業> 防災・安全社会資本整備総合交付金事業、防災備蓄倉庫の整備等
事前の被害軽減対策【都・危】 ・最大クラスの津波の発生に備え、高台への重要施設の移転等を検討するとともに、防災公園の整備を実施し、事前に実施する被害軽減対策を推進する。 <主な施策・事業> 高台移転の検討、防災公園の整備等

1-3.　洪水による多数の死者･行方不明者の発生する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
消防・救急体制の充実【消】 ・災害時における消防力向上、救急体制の充実、強化を図るため、消防車両や災害用救助ボート、高度な救急資器材等の計画的な整備、更新を図る。また、救急救命士の育成や救急隊員の知識・技能の向上を推進する。 <主な施策・事業> 緊急消防援助隊設備整備等
応急工事の体制構築 ・早期の浸水解消、復旧・復興につなげるため、迅速に応急工事を実施できる体制の構築を関係機関が連携して進める。
河川構造物、施設等の耐震、耐水化 ・豪雨による浸水を防ぐとともに、避難時間を稼ぐため、河川・海岸堤防や水門等の河川整備対策を着実に推進する。
情報伝達体制の充実化【情・消】 ・災害発生時における観測情報や被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供を円滑に行えるよう、情報収集・伝達体制の確立や防災行政無線、ライフライン施設等の機能確保に努める。また、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。 ・避難指示等の情報を確実に伝達するため、情報伝達手段を多様化するとともに、通信手段の防災対策、非常時の伝達体制の確立を推進する。 <主な施策・事業> 情報通信基盤整備事業等
確実な避難行動体制の確立【危】 ・台風や豪雨による洪水からの確実な避難を実施するため、洪水ハザードマップを用いた、マイ・タイムライン作成等の防災学習を実施し、確実な避難行動につなげる。また、より安全で確実な避難を目指すため、洪水に対する避難所・避難場所等の見直しを推進する。 <主な施策・事業> マイ・タイムラインの作成支援等

長期浸水への対応【危・消】 ・災害時における水防活動の円滑な遂行を図るため、平常時において、水防訓練を実施するとともに、水防関係機関の緊密な連携のもと実施する合同訓練についても推進する。 <主な施策・事業> 長期浸水を想定した訓練等
避難行動要支援者への支援体制構築、要配慮者施設の避難対策【福・危・学・子・長】 ・災害時に避難行動要支援者が確実な避難を実施できるよう、避難行動要支援者の個別計画の作成や「要配慮者避難支援システム」を活用した、自主防災組織・消防団等の支援体制の確立を図る。また、実効性のある体制を構築するため、訓練の支援や避難行動要支援者名簿及び要配慮者台帳の作成、情報提供に係る本人同意の取得を推進する。 ・要配慮者施設における犠牲者を防ぎ、確実な避難体制を構築するため、避難確保計画の作成を支援する。 <主な施策・事業> 避難行動要支援者避難確保計画の策定・見直し支援等
事前の被害軽減対策【危・都】 ・台風や豪雨による洪水の発生に備え、高台への重要施設の移転等を検討するとともに、防災公園の整備を実施し、事前に実施する被害軽減対策を推進する。 <主な施策・事業> 高台移転の検討、防災公園の整備等

1-4.　土砂災害による多数の死傷者が発生する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
土砂災害警戒区域等の対策【建・都・危】 ・土砂災害の危険性を住民が認識し、生命を守るための防災知識を身につけるため、土砂災害警戒区域等に関する周知・啓発看板の設置を推進する。 ・土砂災害の危険のある地域への事前対策として、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を行い、建築制限等による措置を推進する。また、立地適正化計画（居住誘導区域等）の更新、計画の実施を行うことで、安全なまちづくりを推進する。 <主な施策・事業> 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定による建築制限、立地適正化計画の策定・見直し等
中山間地域への対策【危・建】 ・山間部の大規模な土砂災害により中山間地域の孤立に対応するため、ヘリポートを整備するとともに、円滑に活用できる体制の構築を推進する。 <主な施策・事業> ヘリポート設置等
ため池の対策 ・ため池の決壊等による被害の防止を図るため、ため池補強改良工事等の老朽化したため池への対策を推進する。
森林の適正管理 ・地すべり防止対策として、荒廃危険地に対する定期的な点検等を行い、森林の適正管理を推進する。

防災教育の推進【危・学】 ・土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難行動につなげるため、事前避難の重要性の周知や避難のタイミング等についての防災学習及び訓練の実施を推進する。また、学校においては防災計画に基づいた定期的な避難訓練の実施を推進する。 <主な施策・事業> 高知県実践的防災教育推進事業等
情報伝達体制の充実化【情・消】・土砂災害の発生により、孤立が想定される集落への情報通信の対策を行うため、衛星電話や防災行政無線戸別受信機の整備を推進する。また、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。 <主な施策・事業> 情報通信基盤整備事業等
避難行動要支援者への支援体制構築、要配慮者施設の避難対策【福・危・学・子・長】 ・災害時に避難行動要支援者が確実な避難を実施できるよう、避難行動要支援者の個別計画の作成や「要配慮者避難支援システム」を活用した、自主防災組織・消防団等の支援体制の確立を図る。また、実効性のある体制を構築するため、訓練の支援や避難行動要支援者名簿及び要配慮者台帳の作成、情報提供に係る本人同意の取得を推進する。 ・要配慮者施設における犠牲者を防ぎ、確実な避難体制を構築するため、避難確保計画の作成を支援する。 <主な施策・事業> 避難行動要支援者避難確保計画の策定・見直し支援等
大規模盛土造成地の安全性の把握【都】 ・宅地造成地における土砂災害の発生を防止するため、盛土等による、大規模な造成地における点検、耐震化等を推進し、安全性の確保を図る。 <主な施策・事業> 第二次スクリーニング計画策定事業（宅地耐震化推進事業）等

1-5.　市街地等で内水はん濫による広域かつ長期的な浸水が発生する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
河川改修、施設等の浸水対策、長寿命化【農・建・上】 ・市街地における浸水を防ぐため、下水道施設・ポンプ場などの長寿命化計画による計画的な維持管理を推進するとともに、森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。 ・内水氾濫の発生や避難時の水路への転落等を防ぐため、国営ほ場整備事業の活用による農業用用排水路等の整備や安全管理の実施を推進する。 <主な施策・事業> 国営ほ場整備事業（農業用用排水路等整備）等

情報伝達体制の充実化【情・消】

・災害発生時における観測情報や被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供を円滑に行えるよう、情報収集・伝達体制の確立や防災行政無線、ライフライン施設等の機能確保に努める。また、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。

・避難指示等の情報を確実に伝達するため、情報伝達手段を多様化するとともに、通信手段の防災対策、非常時の伝達体制の確立を推進する。

＜主な施策・事業＞

情報通信基盤整備事業等

1-6.　情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れ等で、多数の死傷者が発生する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
防災教育の推進【危・学】 ・防災意識の向上を図り、テレビやラジオ、防災行政無線等を通じて発表される防災情報の意味を理解するため、災害種別ごとに各種災害の知識、事前の備え、避難行動についての防災学習及び訓練を実施する。また、学校においては防災計画に基づいた定期的な避難訓練の実施を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 高知県実践的防災教育推進事業等
情報伝達体制の充実化【情・消】 ・災害発生時における観測情報や被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供を円滑に行えるよう、情報収集・伝達体制の確立や防災行政無線、ライフライン施設等の機能確保に努める。また、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。 ・避難指示等の情報を確実に伝達するため、情報伝達手段を多様化するとともに、通信手段の防災対策、非常時の伝達体制の確立を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 情報通信基盤整備事業等
住民の避難意識の向上、人材育成【危・消】 ・住民の避難意識の向上及び適正な避難行動の知識の普及啓発を図り、災害時の逃げ遅れをなくすため、リーダー研修や自主防災組織等が実施する訓練の支援を推進するとともに、住民の参加を促進するための仕組みを構築する。 ・防災リーダーを育成することで、地域の防災意識の向上を図るため、研修実施による消防団や女性防火クラブ、自主防災組織の知識や技能の習得を支援し、資質向上及び意識の高揚を推進する。 ＜主な施策・事業＞ リーダー研修の実施、消防団の育成強化、防火・防災等に関する研修の実施、自主防災組織の育成強化等

避難行動要支援者への支援体制構築【福・危・長・消】

・災害時に避難行動要支援者が確実な避難を実施できるよう、避難行動要支援者の個別計画の作成や「要配慮者避難支援システム」を活用した、自主防災組織・消防団等の支援体制の確立を図る。また、実効性のある体制を構築するため、訓練の支援や避難行動要支援者名簿及び要配慮者台帳の作成、情報提供に係る本人同意の取得を推進する。

・介護等が必要な要配慮者に対する支援の仕組みを強化するため、介護支援専門員等と連携した避難個別計画等の作成を推進する。

・要配慮者施設における犠牲者を防ぎ、確実な避難体制を構築するため、避難確保計画の作成を支援する。

＜主な施策・事業＞

自主防災組織の育成強化、要配慮者避難支援システムの活用、避難行動要支援者名簿及び要配慮者台帳の作成、情報提供に係る本人同意の取得、避難行動要支援者個別計画の作成・見直し支援等

復興まちづくり計画策定における説明【都・危】

・復興まちづくり計画の策定において、住民の理解の促進や防災意識向上の観点から、策定の過程における住民説明会の実施を推進する。

＜主な施策・事業＞

復興まちづくり計画の策定の過程における住民説明会の実施等

目標２　救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康避難生活環境を確実に確保する（災害関連死を最大限防ぐ）

2-1.　食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期間停止する事態

【施策・推進方針】

施策・推進方針
公的備蓄の充実【危】 ・「高知県公的備蓄方針」及び「南国市備蓄計画」に基づいた、公的備蓄を着実に進めるとともに、家庭や事業所での備蓄を促進するため、啓発を強化する。また、備蓄物資及び支援物資の輸送体制を確立するため、「南国市物資配送計画」の作成を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 南国市備蓄計画の策定・見直し、南国市物資配送計画の策定・見直し等
事業者との連携強化【危】 ・緊急時においては、市の備蓄物資のみでは供給量の確保が困難となることが想定されるため、市内事業者と連携し、流通備蓄体制の構築を推進する。また、国からのプッシュ型支援の受け入れ体制を確保するため、必要な情報収集、伝達経路等の整備を図る。 ＜主な施策・事業＞ 流通備蓄市内事業者との協定締結等
災害に強い道路網の形成【建・農】 ・基幹交通の災害対応力強化を図るため、関係行政機関による高速道路、空港、港湾などの基幹的交通ネットワークの地震・津波対策を推進する。また、道路（市道や農道も含む）や橋梁の耐震化により、活動経路の耐災害性向上を推進する。 ・災害時における道路啓開を迅速に行うため、関係事業者と連携し、必要な人員、資機材等の確保や円滑な道路啓開実施の体制確保に努める。 ＜主な施策・事業＞ 社会資本整備総合交付金事業、国営ほ場整備事業（農道、市道整備）等
緊急時の輸送体制の確立【危】 ・緊急時における物資の搬入・搬出及び配送の円滑な実施体制を確立するため、関係機関との連携のもと、「南国市物資配送計画」の作成を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 南国市物資配送計画の策定・見直し等
緊急時の水の確保【上・危】 ・水道施設の耐震化や老朽化対策を着実に推進するとともに、耐震性非常用貯水槽の設置、資機材の整備等による、応急給水活動を速やかに実施できる体制の整備を推進する。 ・緊急時における水の確保体制を強化するため、防災井戸や雑用水受水槽の設置等による代替手段の整備に努める。 ＜主な施策・事業＞ 水道施設耐震化事業、耐震性非常用貯水槽の設置、防災井戸・雑用水受水槽の設置等
生活必需物資の確保【危】 ・災害時における生活必需物資を確保するため、「南国市備蓄計画」に基づき、個人備蓄を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 防災啓発、南国市備蓄計画の策定・見直し等

2-2.　多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
公的備蓄の充実【危】 ・「高知県公的備蓄方針」及び「南国市備蓄計画」に基づいた、公的備蓄を着実に進めるとともに、特に孤立が想定される地区に対しては、分散備蓄を推進する。 <主な施策・事業> 南国市備蓄計画の策定・見直し、防災・安全社会資本整備総合交付金事業等
中山間地域への対策【危・建】 ・山間部の大規模な土砂災害等の災害により中山間地域の孤立に対応するため、ヘリポートを整備するとともに、円滑に活用できる体制の構築を推進する。 <主な施策・事業> ヘリポート設置、社会資本整備総合交付金事業等
災害に強い道路網の形成【建・農】 ・基幹交通の災害対応力強化を図るため、関係行政機関による高速道路、空港、港湾などの基幹的交通ネットワークの地震・津波対策を推進する。また、道路（市道や農道も含む）や橋梁の耐震化により、活動経路の耐災害性向上を推進する。 ・災害時における道路啓開を迅速に行うため、関係事業者と連携し、必要な人員、資機材等の確保や円滑な道路啓開実施の体制確保に努める。 <主な施策・事業> 社会資本整備総合交付金事業、国営ほ場整備事業（農道、市道整備）等
中山間地域における医療体制の充実化【危】 ・中山間地域の医療体制を充実させるため、孤立が予想される地域をあらかじめ想定しておき、医療施設の耐震化や医薬品の備蓄を行うとともに、地域住民と連携して救護活動を行える体制の構築を図る。 <主な施策・事業> ヘリポート設置等
情報伝達体制の充実化【情・消】 ・災害発生時における観測情報や被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供を円滑に行えるよう、情報収集・伝達体制の確立や防災行政無線、ライフライン施設等の機能確保に努める。また、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。 ・避難指示等の情報を確実に伝達するため、情報伝達手段を多様化するとともに、通信手段の防災対策、非常時の伝達体制の確立を推進する。 <主な施策・事業> 情報通信基盤整備事業等

2-3.　警察･消防等の被災による救助･救急活動等の資源が絶対的に不足する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
消防・救急体制の充実【消】 ・災害時における消防力向上、救急体制の充実、強化を図るため、消防車両や災害用救助ボート、高度な救急資器材等の計画的な整備、更新を図る。また、救急救命士の育成や救急隊員の知識・技能の向上を推進する。 <主な施策・事業> 緊急消防援助隊設備整備等

応急活動の体制強化【消】

・災害時において、市災害対策本部と円滑に連携して活動するため、訓練の実施による、消防本部の警防本部設置体制を強化する。

・大規模災害が発生した場合に、緊急消防援助隊の応援要請を円滑に実施するため、宿営施設におけるヘリポート等の整備や受援計画策定、計画に基づく受援訓練の実施を推進する。

・災害時に地域においても、応急救護活動を実施できる体制を構築するため、多くの市民が応急手当等の技術を身につけられる救命講習等を推進する。

＜主な施策・事業＞

消防本部内警防本部の設置体制訓練、緊急消防援助隊応援要請時受援計画の策定・見直し、緊急消防援助隊応援要請時受援訓練、緊急消防援助隊応援要請時活用ヘリポート設置、救命講習の実施等

応急活動を担う施設の整備【危】

・災害時に応急活動の拠点となる行政関連施設等の機能を維持するため、耐震性の確保を行うとともに、非常用電源等の整備を推進する。

＜主な施策・事業＞

防災・安全社会資本整備総合交付金事業・行政関連施設の耐震化、行政関連施設における非常用設備整備等

中山間地域への対策【危・建】

・山間部の大規模な土砂災害等の災害により中山間地域の孤立に対応するため、ヘリポートを整備するとともに、円滑に活用できる体制の構築を推進する。

＜主な施策・事業＞

ヘリポート設置、社会資本整備総合交付金事業等

災害に強い道路網の形成【建・農】

・基幹交通の災害対応力強化を図るため、関係行政機関による高速道路、空港、港湾などの基幹的交通ネットワークの地震・津波対策を推進する。また、道路（市道や農道も含む）や橋梁の耐震化により、活動経路の耐災害性向上を推進する。

・災害時における道路啓開を迅速に行うため、関係事業者と連携し、必要な人員、資機材等の確保や円滑な道路啓開実施の体制確保に努める。

＜主な施策・事業＞

社会資本整備総合交付金事業、国営ほ場整備事業（農道、市道整備）等

医療機関等の体制構築【保】

・災害時における医療体制を強化するため、消防、医療機関、保健センター等の関連機関が連携した定期的な応急救護訓練を推進する。

＜主な施策・事業＞

応急救護訓練（保健センター連携）等

情報伝達体制の充実化【情・消】

・災害発生時における観測情報や被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供を円滑に行えるよう、情報収集・伝達体制の確立や防災行政無線、ライフライン施設等の機能確保に努める。また、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。

・災害時における 119 番通報の受信体制を強化するため、大規模災害に対応する高機能指令システムの整備及び無線システムの整備を推進する。

＜主な施策・事業＞

消防防災施設整備（高機能指令システム・無線システム整備）、情報通信基盤整備事業等

地域の防災力向上【危・消】 ・発災直後の共助の担い手としての自主防災組織を強化し、応急救護活動等を実施できる体制を構築するため、搬送方法や応急手当等の技術を身につけられるよう、自主防災組織等への救命講習の実施を推進する。 ・災害時において、地域内の連携を強化するため、訓練において自主防災組織や消防団等の多くの主体が連携できる体制を構築する。 ・災害時において、消防団による応急活動を円滑に実施するため、災害対応資機材の各分団への計画的な配備等の環境整備を強化する。 <主な施策・事業> 救命講習の実施、防災活動の環境整備、消防団の体制強化、自主防災組織への応急手当講習の実施、消防団・自主防組織の育成強化等
応急活動時の道路対策【都・建】 ・災害時に円滑な応急活動を実施するため、狭あい道路の整備を推進する。 <主な施策・事業> 狭あい道路拡幅整備促進計画実施等
応急活動場所の整備【都】 ・応急活動を実施する場所の確保を着実に進めるため、公園や緑地等の整備を推進する。 <主な施策・事業> 公園・緑地整備等

2-4.　医療施設及び関係者の絶対的不足･被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能が麻痺する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
災害に強い道路網の形成【建・農】 ・基幹交通の災害対応力強化を図るため、関係行政機関による高速道路、空港、港湾などの基幹的交通ネットワークの地震・津波対策を推進する。また、道路（市道や農道も含む）や橋梁の耐震化により、活動経路の耐災害性向上を推進する。 ・災害時における道路啓開を迅速に行うため、関係事業者と連携し、必要な人員、資機材等の確保や円滑な道路啓開実施の体制確保に努める。 <主な施策・事業> 社会資本整備総合交付金事業、国営ほ場整備事業（農道、市道整備）等
医療体制の確立【保】 ・災害発生時に、医療施設における被災状況や診療可否状況、傷病者数等の必要な情報を速やかに収集し、関係機関と連携した広域支援や医療搬送を的確に行うための体制を構築する。 ・医療施設の耐震化や非常用電源の設置等、医療活動の継続に必要な整備を推進する。 ・災害時における医療活動の継続を行うため、医療機関における BCP の策定を推進する。 <主な施策・事業> 救急医療の連絡体制の整備等

医薬品等の備蓄強化【保】

・災害時において、医薬品の不足により医療活動の継続が困難となることを防ぐため、救護病院、医療救護所の医薬品等は、現物備蓄及びローリングストックによる体制を構築する。

＜主な施策・事業＞

各救護病院、医療救護所における医薬品等備蓄等

情報伝達体制の充実化【情・消】

・災害発生時における観測情報や被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供を円滑に行えるよう、情報収集・伝達体制の確立や防災行政無線、ライフライン施設等の機能確保に努める。また、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。

・災害発生後の混乱期において、活動中の診療場所等の医療情報を住民に提供できる仕組みづくりを構築する。

＜主な施策・事業＞

情報通信基盤整備事業等

地域医療の強化【保】

・孤立化が予想される地域の医療機関では、地域での医療活動が完結する体制を構築するため、地域医療関係者との協議や訓練を通じて、連携強化に努める。また、医療活動に必要な資機材は、現物備蓄及びローリングストックによる体制を構築する。

2-5.　被災地における疫病・感染症等の大規模発生する事態

【施策・推進方針】

施策・推進方針
遺体安置所等における体制の確立【福】 ・大規模災害において、感染症や疫病等の発生、拡大を防ぐため、ご遺体の取り扱いや遺体安置所等に係る体制の確立に努める。 ＜主な施策・事業＞ 高知県広域火葬情報制度の活用等
汚水対策【環・上・危】 ・汚水処理機能が停止するリスクの軽減と汚水処理機能を将来にわたり効率的に維持するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策、災害用トイレの設置等を推進する。また、BCP に基づく応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を推進する。 ・発災後には長期浸水域外の住民や避難者の下水を速やかに生活空間から排除するため、施設整備と合併浄化槽等の普及促進による生活排水対策を着実に進める。 ＜主な施策・事業＞ 防災・安全社会資本整備総合交付金事業・南国市災害廃棄物処理計画の策定・見直し、南国市環境センター業務継続計画の策定・見直し、南国市一般廃棄物最終処分場業務継続計画の策定・見直し等
健康支援活動の体制整備【保】 ・災害発生後には、生活環境の悪化や被災による心理的影響から、体調の変化、発病が想定されるため、関係機関との連携のもと、「南国市南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に基づく被災者の健康支援体制を構築する。 ・被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等への対策として、「南国市南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に基づき、関係機関との連携による専門的な相談窓口の設置等、支援の体制整備に努める。

感染症等の予防体制の整備【保】 ・災害発生時の衛生状態の悪化による感染症発生を予防するため、「南国市南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に基づき、消毒等の防疫活動に必要な資機材や薬品の調達に関する協定の締結を行い、感染症予防体制を構築する。

2-6.　避難所･福祉避難所の供与が不足する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
避難所の確保【危】 ・地区の脆弱性に応じた避難所の確保に努めるとともに、民間所有の施設との避難所協定による新規の避難所の指定を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 指定避難所の確保、民間所有施設との避難所協定締結等
指定避難所の耐震化、防災機能強化【危・企】 ・避難所機能を強化するため、指定避難所への防災備蓄倉庫設置を推進する。 ・住民の生活域における避難場所として活用される集会所の耐震化について、地域と連携して取り組む。 ＜主な施策・事業＞ 指定避難所の耐震化、防災備蓄倉庫の整備、地域集会所耐震化促進事業、地域集会所等整備事業等
避難所運営体制の強化【危】 ・避難所運営マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づく訓練の実施により、住民主体の避難所運営体制を確立する。 ＜主な施策・事業＞ 避難所運営マニュアルの策定・見直し等
福祉避難所の体制整備【福】 ・福祉避難所の確保を着実に進めるとともに、避難所の運営に係る施設等との協定の締結による協力依頼を推進する。また、指定避難所における福祉避難スペースの確保を行い、地域住民による協力体制の構築に努める。 ・福祉施設等における入所者の避難にあたり、地域住民による避難支援体制や他地域の施設との連携体制を確立する。 ＜主な施策・事業＞ 福祉避難所機能整備等事業等

2-7.　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態が悪化する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
生活再建支援の強化【危】 ・被災者の早期の生活再建を支援するため、被災者支援システムの導入による、被災者台帳の作成や罹災証明書発行等を円滑に実行できる体制を構築する。 ＜主な施策・事業＞ 被災者支援システム導入等
避難者支援体制【危】 ・避難所運営マニュアルを作成し、住民主体による避難所運営体制を確立するとともに、避難所における多様なニーズ、特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供する体制を構築する。 ＜主な施策・事業＞ 避難所運営マニュアルの策定・見直し等
避難生活の長期化への対応 ・関係機関との連携のもと、「南国市南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に基づき、避難者の健康相談や心のケアを行う体制づくりに努める。また避難生活において必要となる情報発信支援に努める。

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1. 市役所の職員･施設等の被災による行政サービス機能が大幅に低下する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
公的備蓄【危】 ・「南国市備蓄計画」に基づき、職員の個人備蓄を推進するとともに、発災後一日分の公的備蓄を進める。 ・災害活動拠点施設等における、物資の集積及び供給体制を構築するため、備蓄倉庫等の整備を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 南国市備蓄計画の策定・見直し、公的備蓄整備、消防防災施設整備等
資機材の充実【危】 ・応急活動の実施や業務継続に必要な資機材、燃料等の確保を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 資機材・燃料備蓄整備等
職員の資質向上【危・総・消・都】 ・災害時に迅速な応急活動を実施するため、南海トラフ地震を想定した避難訓練及び災害対策本部運営訓練の定期的な実施を推進する。 ・職員の知識や技術を身につけるため、消防学校及び消防大学校で開催される専科教育における研修や、その他資質向上につながる研修、訓練の実施を推進する。 ・職員の知識や技術の向上を図るため、市が開催する各種研修（コンプライアンス研修・情報セキュリティー研修等）の実施を推進する。 ・復興まちづくり計画の策定に向け、知識や認識の向上を図るため、職員研修等の実施を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 消防学校・消防大学校の専科教育における研修実施、職場外研修の開催・実施、復興まちづくり計画の策定に向けた職員研修実施等
関係施設の耐震化【総・消】 ・災害対策本部となる本庁及び消防本部の耐震化を進めるとともに、庁舎内のキャビネット等の転倒予防対策を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 行政関連施設の耐震化、庁舎・消防本部等の室内安全対策等

建築物の耐震化【危・建・都・住・企・学・生・長・消】

・住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、住環境整備事業等を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。

<主な施策・事業>

（地域住宅計画に基づく事業）

公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等

（住環境整備事業）

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業等

・職員の被災を防ぐため、家具の固定や耐震改修等の必要性を周知し、家庭における予防・安全対策を推進する。

<主な施策・事業>

耐震改修事業利用促進等

情報伝達体制の充実化【情・消】

・災害発生時における観測情報や被害情報等を迅速に収集し、職員間、関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供を円滑に行えるよう、情報収集・伝達体制の確立に努める。また、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。

<主な施策・事業>

情報通信基盤整備事業等

自主防災組織等との連携強化【危】

・発災直後の応急活動及び避難所開設等において、地域での円滑な活動を実施するため、訓練等による自主防災組織との連携を図る。

<主な施策・事業>

自主防災組織の防災訓練支援等

業務システム等の保全対策【危】

・災害時においても、各種行政業務を継続するため、庁舎や市所管施設の各種データの喪失対策を推進する。

<主な施策・事業>

業務システム・業務機器保全対策等

3-2.　災害対策本部が適切に運営できない事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
防災体制の強化【危・消】 ・円滑な防災対応体制を確立するため、「初動対応マニュアル」の改定等を行うとともに、全職員を対象とした災害対策運営訓練を推進する。 ・消防本部内の災害対策本部の設置体制を確立するため、災害対策運営訓練の実施を推進する。 <主な施策・事業> 災害時初動対応マニュアルの策定・見直し、災害対策本部運営訓練の実施、消防本部災害対策本部運営訓練の実施等

業務継続体制の強化【総】

・災害時においても、各種行政業務を継続するため、業務継続計画（BCP）の見直しや計画に基づく対策、訓練の実施を推進する。

＜主な施策・事業＞

南国市業務継続計画の策定・見直し、業務継続計画に基づく訓練の実施、業務システム・業務機器保全対策等

受援体制の検討【危・消】

・大規模な災害発生時においては、県、他自治体からの職員の支援をはじめ、消防や警察、自衛隊等の様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に向けた「南国市受援計画」の作成を推進する。

・消防における相互応援協力体制を確立するため、緊急消防援助隊応援要請時の受援体制に係る計画を策定するとともに、受援訓練の実施を推進する。

＜主な施策・事業＞

南国市受援計画の策定・見直し、緊急消防援助隊応援要請時受援計画の策定・見直し、緊急消防援助隊応援要請時受援訓練等

目標４　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1.　情報通信の長期停止により防災関係機関への災害情報が伝達できない事態

【施策・推進方針】

施策・推進方針
ライフライン事業者との連携【危】 ・ライフラインを早期に復旧するため、事業者の対応拠点や燃料等の資源確保について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者との連携を推進する。 ＜主な施策・事業＞ ライフライン事業者との協定締結等
情報伝達体制の充実化【情・消】 ・災害発生時における観測情報や被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供を円滑に行えるよう、情報収集・伝達体制の確立や防災行政無線、ライフライン施設等の機能確保に努める。また、多様な情報伝達手段の確保のため、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 情報通信基盤整備事業、衛星回線整備等
情報の一元管理体制構築 ・効率的にライフライン（電気、通信）の復旧作業を行うためには、病院や災害対策本部を設置する施設などの重要施設の事前情報と、各関係機関からリアルタイムで提供される道路啓開やライフラインの機能障害などの情報を一元化して集約する必要があるため、これらの情報を一元管理できるマップを作成する。
情報通信網の耐災害性の向上【情】 ・災害時の連絡体制を強化するため、県における防災行政無線を有線のみならず、新たに衛星回線を使用できるよう整備し、情報伝達体制の二重化を図る。 ＜主な施策・事業＞ 情報通信基盤整備事業等
多様な情報伝達手段の周知【情】 ・災害発生時に、確実な情報伝達が行われるよう、防災訓練の機会を活用し、自主防災組織の代表者への防災行政無線の使用方法の周知や、戸別受信機等の多様な情報伝達手段の使用方法の周知に努める。 ＜主な施策・事業＞ 電子自治体推進事業等

4-2.　防災行政無線等の機能停止により、市民へ適切な避難行動を伝達することができない事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
情報伝達体制の充実化【情・消】 ・災害発生時における観測情報や被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供を円滑に行えるよう、情報収集・伝達体制の確立や防災行政無線、ライフライン施設等の機能確保に努める。また、多様な情報伝達手段の確保のため、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。 ・避難指示等の情報を確実に伝達するため、情報伝達手段を多様化するとともに、通信手段の防災対策、非常時の伝達体制の確立を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 情報通信基盤整備事業等
多様な避難者への情報提供実施 ・外国人観光客や他地域からの来訪者等の地理不案内者が確実に避難できるよう、避難場所情報の提供方法を検討し、対策を推進する。

5-1.　事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済が停滞する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
業務継続体制の強化【総】 ・災害時においても、各種行政業務を継続するため、業務継続計画（BCP）の見直しや計画に基づく対策、訓練の実施を推進する。 <主な施策・事業> 事業者の業務継続計画の策定・見直しの支援、業務継続計画に基づく訓練の実施の支援等
建築物の耐震化【危・建・都・住・企・学・生・長・消】 ・住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、住環境整備事業等を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。 <主な施策・事業> （地域住宅計画に基づく事業） 公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等 （住環境整備事業） 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業等 ・職員の被災を防ぐため、家具の固定や耐震改修等の必要性を周知し、家庭における予防・安全対策を推進する。 <主な施策・事業> 耐震改修事業利用促進、家具転倒予防金具等取付事業利用促進等
事業活動継続のための防災対策強化【建】 ・事業活動の再開には交通、物流、ライフラインの早期復旧が重要であり、交通インフラの被災防止に向けた計画的な耐震化や代替性の向上、ライフラインが被災し寸断しないよう施設の耐震化及び多重化を推進する。 <主な施策・事業> 交通インフラ（市道等）の耐震化、ライフライン施設の耐震化等
ライフラインの復旧体制構築 ・事業活動の再開には、交通、物流、ライフラインの復旧が重要であるため、各事業者における復旧体制の確立や事業者の復旧作業に必要な資機材置場の確保等を推進する。
災害に強い産業基盤づくり ・津波による浸水を防ぐため、高台地への産業団地の整備により、浸水区域外への事業所移転を促進し、災害に強い産業基盤づくりを推進する。 <主な施策・事業> 高台地への産業団地整備、浸水区域外への事業所移転促進事業等

5-2.　基幹的交通ネットワーク（高速道路、空港等）の機能が停止する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
交通ネットワーク復旧の体制強化【建】 ・被災後の円滑な交通ネットワーク復旧を行うため、関係機関が連携した復旧体制の確立や復旧作業に必要な資機材の確保等を推進する。
交通ネットワークの災害対応力強化【建】 ・関係機関による高速道路、港湾等の基幹的交通ネットワークの地震・津波対策や道路整備を促進し、基幹交通の災害対応力強化を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 社会資本整備総合交付金事業等

5-3.　ガソリン等経済活動に必要な燃料の不足により経済活動が停滞する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
災害対応給油所の確保【商・消】 ・大規模災害が発生し、エネルギーの供給が停止した際にも、確実に応急活動が実施できるよう、災害対応給油所の確保を推進する。
代替エネルギーの導入 ・災害時に重要な役割を担う庁舎や医療機関等の施設において、停電時でも活用できる自立運転機能を備えた太陽光発電装置等の再生可能エネルギーの導入を推進する。
エネルギー供給事業者との連携強化 ・災害後の燃料の不足を防ぐため、事業者の対応拠点や燃料等の資源確保について検討を進め、その結果に基づいてエネルギー供給事業者との協定締結や連携を推進する。

目標６　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1.　電気、石油、ガスの供給が停止する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
ライフライン事業者との連携強化【危】 ・ライフラインを早期に復旧するため、事業者の対応拠点や燃料等の資源確保について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者との協定締結や連携を推進する。 <主な施策・事業> ライフライン事業者との協定締結等
復旧ルート啓開体制構築【危】 ・ライフラインの復旧に必要となるルートにおいて、道路啓開を迅速に行うため、関係事業者と連携し、必要な人員、資機材等の確保や円滑な道路啓開実施の体制確保に努める。 <主な施策・事業> 関係事業者との協定締結等
災害対応給油所の確保 ・大規模災害が発生し、エネルギーの供給が停止した際にも、確実に応急活動が実施できるよう、災害対応給油所の確保を推進する。
代替エネルギーの導入 ・災害時に重要な役割を担う庁舎や医療機関等の施設において、停電時でも活用できる自立運転機能を備えた太陽光発電装置等の再生可能エネルギーの導入を推進する。

6-2.　上水道の供給が長期間にわたり停止する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
水道施設の耐震化【上】 ・水道施設の耐震化や老朽化対策を計画に基づき、着実に推進するとともに、耐震性非常用貯水槽の設置等の整備も進める。 <主な施策・事業> 水道施設耐震化事業等
代替手段の確保【上】 ・緊急時における水の確保体制を強化するため、防災井戸や雑用水受水槽の設置等による代替手段の整備に努める。 <主な施策・事業> 防災井戸・雑用水受水層槽等の整備等
応急給水体制の確立 ・災害時に、円滑な応急給水活動を実施するため、水道施設や応急給水活動等に関連する業務継続計画（BCP）を策定し、必要な資機材の整備や人員の確保等、体制の確立を推進する。

6-3.　汚水処理施設等が長期間にわたり停止する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
下水道、農業用排水等施設の耐震化【上】 ・汚水処理機能が停止するリスクの軽減と汚水処理機能を将来にわたり効率的に維持するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策、災害用トイレの設置等を推進する。 <主な施策・事業> 下水道施設の耐震化等
下水道施設の応急復旧体制確立【上】 ・業務継続計画（BCP）に基づく、必要な資機材の整備や人員の確保等を着実に推進し、応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を図る。 <主な施策・事業> 水道施設業務継続計画の策定・見直し等
排水対策の強化【環】 ・災害発生後、生活排水等を速やかに行うため、業務継続計画（BCP）等に基づき、施設の老朽化対策や非常用汚水貯留槽等の設置促進による排水対策を着実に進める。 <主な施策・事業> 南国市災害廃棄物処理計画の策定・見直し、南国市環境センター業務継続計画の策定・見直し、南国市一般廃棄物最終処分場業務継続計画の策定・見直し、非常用汚水貯留槽の設置等

6-4.　主要道路･地域交通ネットワークが分断する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
建築物の耐震化【危・建・都・住・企・学・生・長・消】 ・住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、住環境整備事業等を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。 <主な施策・事業> （地域住宅計画に基づく事業） 公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、公的賃貸住宅家賃低廉化事業、災害公営住宅家賃低廉化事業等 （住環境整備事業） 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、暮らし・にぎわい再生事業、住宅市街地総合整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等推進事業等 ・ブロック塀の倒壊防止を図るため、ブロック塀の耐震改修の助成による支援を推進する。建築物の倒壊による死傷者の発生や避難路の閉塞、火災等を防ぐため、公共施設の耐震性向上を計画的に進める。 <主な施策・事業> 緊急対策促進事業、耐震改修事業利用促進、市営住宅のブロック塀の安全対策、住宅のブロック塀の安全対策、ブロック塀除去事業利用促進等

災害に強い道路網の形成【建・農】

・基幹交通の災害対応力強化を図るため、関係行政機関による高速道路、空港、港湾などの基幹的交通ネットワークの地震・津波対策を推進する。また、道路（市道や農道も含む）や橋梁の耐震化により、活動経路の耐災害性向上を推進する。

・災害時における道路啓開を迅速に行うため、関係事業者と連携し、必要な人員、資機材等の確保や円滑な道路啓開実施の体制確保に努める。

＜主な施策・事業＞

国営ほ場整備事業（農道、市道整備）等

緊急時の輸送体制の確立【危】

・緊急時の輸送等を円滑かつ迅速に実施できるように、市所有車両の緊急通行車両届出の実施や関係事業者に対する緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度の周知に努める。

・緊急時における物資の搬入・搬出及び配送の円滑な実施体制を確立するため、関係機関との連携のもと、「南国市物資配送計画」の作成を推進する。

・緊急時の輸送体制の確立に向け、これまでに整備した緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理や新規整備場所の確保に努める。

＜主な施策・事業＞

緊急通行車両事前届出、南国市物資配送計画の策定・見直し、ヘリポート設置等

公共交通の機能維持【企】

・交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開するため、鉄道やバス、タクシー事業者における業務継続計画（BCP)の策定を進め、計画に基づく対策を推進する。

＜主な施策・事業＞

公共交通機関の業務継続計画の策定・見直し等

道路拡幅対策【都・建】

・地域の交通ネットワークの分断を防ぎ、災害時における住民の確実な避難や円滑な応急活動を実施するため、狭あい道路の整備を推進する。

＜主な施策・事業＞

狭あい道路拡幅整備促進計画実施等

7-1.　地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
火災に強いまちづくりの実施【消・都】 ・地震時等における家屋の倒壊や火災発生時の延焼被害を抑制し、円滑な避難、消火活動を行うため、土地区画整備事業において、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地の整備による延焼防止等の対策を推進し、被害軽減を図る。 ・火災に強いまちづくりに向け、建築物の耐火構造化や防火水槽の設置等の対策を推進するとともに、空き家・空き店舗の改修や除却に努める。 ＜主な施策・事業＞ 土地区画整理事業の検討（凍結中の駅前町地区）、建築基準法第 22 条第 1 項（建築物の屋根の耐火構造）の規定により指定される区域の変更、消防防災施設整備（耐震性貯水槽の整備）、狭あい道路拡幅整備促進計画実施、公園・緑地整備、木造密集市街地の解消等
消防団や自主防災組織との連携【危・消】 ・地域における消防力の維持・強化に向け、防災訓練等における消防団、自主防災組織との連携体制の構築に努めるとともに、防災活動の環境整備を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 防災訓練の普及・訓練の実施等
火災の未然防止、初期消火体制の強化【消・危】 ・火災を未然に防ぐため、消火器・住宅用火災警報器の設置や更新を促進するとともに、消防による指導や感震ブレーカーの普及を推進する。また、出火防止対策を促すため、消火方法の啓発や訓練を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 住宅用警報器設置・交換促進事業、防災知識の普及・訓練の実施等
防災意識の向上【危】 ・火災の未然防止には、住民一人ひとりの火事発生への予防対策の心がけが重要であることから、地震・津波火災の知識を身につけるとともに、事前の備え、避難行動についての防災学習及び訓練を実施し、防災意識の向上を推進する。

7-2.　ため池等の損壊･機能不全による二次災害が発生する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
ため池決壊等による被害の防止【建】 ・ため池の決壊等による被害の防止を図るため、ため池補強改良工事等の老朽化したため池への対策を推進するとともに、住民への的確な情報発信、啓発・周知を図る。

7-3.　有害物質が大規模に拡散･流出する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
有害物質流出防止対策 ・大規模な地震発生後において、危険物施設の損壊等により、有害物質等が大規模拡散・流出することを防ぐため、施設点検等の応急復旧活動の体制を強化する。また、爆発等の危険がある場合には、必要な対策を実施するため、関係機関の連絡体制や二次災害防止活動の体制を確立する。 ＜主な施策・事業＞ 危険物施設管理者への有害物質流出防止対策啓発等
原子力災害発生時への備え ・原子力事故災害に対し万全を期すため、県をはじめとする関係機関との連携体制の構築を図る。また、他県からの避難者を想定し、広域的な連携の必要性についても検討を行うとともに、一時受入の避難所や長期受入の避難所についてあらかじめ選定しておく。
原子力災害に関する広報 ・原子力事故災害の発生時において、放射性物質にかかる測定結果等を速やかに把握し、住民に対して周知するため、情報収集、広報の体制確立を推進する。

目標８　社会･経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1.　復興指針･計画や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
復興方針の事前検討実施【農・地】 ・大規模な災害が発生した場合に、速やかに復興計画を定めるための事前検討に取り組むとともに、計画策定に必要な事前準備や体制の確立を推進する。 ・速やかな復興事業の実現に向け、地震･津波で土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 復興まちづくり計画の策定に向けた事前検討、国営ほ場整備事業（境界の明確化）、地籍調査事業等
応急復旧工事の速やかな実施 ・大規模な災害が発生した場合に、応急復旧工事に速やかに着手するため、事前に人員や資機材の確保を行い、実施体制の構築を推進する。
復旧における反社会勢力の排除 ・復興に伴う工事等から反社会的勢力を排除することにより、健全な復興事業を推進する。
復興に関する情報提供の充実化【情】 ・円滑に復興計画を定めるためには、住民や関係事業者との相互連携が必要となるため、復興に関して、多様な手段による情報提供を実施する。 ＜主な施策・事業＞ 情報通信基盤整備事業等
復興に向けた境界の明確化【地】 ・復興に向けた土地利用方針の決定を迅速かつ円滑に進めるため、事前の整備を推進し、地区・土地の境界の明確化を図る。 ＜主な施策・事業＞ 地籍調査事業等

8-2.　復興が大幅に遅れることによる地域コミュニティの崩壊･人口流出を引き起こす事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
地域内連携の体制構築【危・都】 ・「南国市国土強靭化地域計画」に基づいた地域の脆弱性について、定期的なサロンや講座を実施することで、復興における地域内の連携の必要性を周知・啓発する。 ＜主な施策・事業＞ 復興まちづくり計画の策定・見直し、地域内連携協議会の設立等
事前の備えの促進【危・観】 ・速やかな生活再建を進めるため、住民個人の対策として地震保険の加入等の啓発を推進するとともに、各事業所の業務継続計画（BCP)策定支援を進める。 ＜主な施策・事業＞ 地震保険の加入促進等
学校、保育所・幼稚園等の教育環境復旧【危・子】 ・災害後、速やかに教育環境を復旧できるよう、学校・幼稚園等における、学校再開計画の策定や保育所・幼稚園等の業務継続計画（BCP）策定等、事前準備を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 学校・幼稚園・保育所等における業務継続計画策定・見直し等

8-3.　道路啓開･復旧･復興工事を担う人材等の不足により、復旧･復興が大幅に遅れる事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
復旧・復興体制の確立【都】 ・災害時における道路啓開、復旧作業を迅速に行うため、関係事業者と連携し、必要な人員、資機材の確保等の体制確保に努める。 ＜主な施策・事業＞ 復興まちづくり計画の策定・見直し等
ボランティアセンター運営体制の整備【危】 ・大規模な災害が発生した場合には、被災していない住民やボランティア等の自発的な支援が被災者の大きな助けとなるため、ボランティアセンター設置主体者である南国市社会福祉協議会と協定を締結し、定期的な訓練を実施することにより運営体制を構築する。 ＜主な施策・事業＞ 南国市社会福祉協議会との協定締結等

8-4.　災害廃棄物の処理の停滞により復旧･復興が大幅に遅れる事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
焼却施設の耐震化 ・災害時においても確実にゴミ処理を行うため、焼却施設やし尿処理施設の耐震化を進めるとともに、非常用電源や燃料の確保等に努める。
災害廃棄物処理体制の強化【都・環】 ・速やかな災害廃棄物の処理に向け、「南国市災害廃棄物処理計画」に基づく、がれきの処理処分方法の確立、仮置き場、最終処分地の確保等、円滑かつ適正な処理体制の構築を推進する。また、災害廃棄物処理等に関する民間事業者との協定締結を推進する。 ＜主な施策・事業＞ 復興まちづくり計画の策定・見直し、南国市災害廃棄物処理計画の策定・見直し、災害廃棄物処理等に関する民間事業者との協定締結、応急期の用地選定等
迅速な損壊家屋の解体撤去【環】 ・災害後、迅速かつ円滑に損壊家屋の解体・撤去を実施するため、「南国市災害廃棄物処理計画」に基づき、人員、資機材の確保や作業手順の確認等、体制の確立に努める。 ＜主な施策・事業＞ 損壊家屋の解体撤去手順明確化等

8-5.　事業用地の確保、仮設住宅･仮店舗･仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
整備方針の事前検討【危】 ・速やかに復興を進めるため、「南国市応急期機能配置計画」に基づいた応急仮設住宅及び建設用地の必要数量を事前に把握、検討しておく。 ＜主な施策・事業＞ 南国市応急基機能配置計画の策定・見直し等

応急期の用地確保【危・都】 ・大規模な災害が発生した場合に、被災者に対し、速やかに応急仮設住宅を供給できるよう、「災害応急対策協力用地登録制度」の活用や建設事業者との協定締結を行い、用地確保を推進する。 <主な施策・事業> 復興まちづくり計画の策定・見直し、災害応急対策協力用地登録等
埋蔵文化財の調査実施【生】 ・早期の事業着手を図るため、発掘調査を迅速に実施するための人員確保に努め、調査、検討の体制を構築する。 <主な施策・事業> 市内遺跡発掘事業等

8-6.　被災者･事業者への支援の遅れにより生活･事業を再建することができない事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
迅速な応急危険度判定等の実施 ・大規模な地震発生後における速やかな住まいの確保を行うため、県や建築士会との連携を図り、応急危険度判定を円滑に実施するための体制整備に努める。
生活再建支援の強化【危】 ・被災者の早期の生活再建を支援するため、被災者支援システムの導入による、被災者台帳の作成や罹災証明書発行等を円滑に実行できる体制を構築する。また、住民の理解を深めるため、各種制度やシステムに関する研修会を実施するとともに、多様な手段により、関連する情報を提供できる体制の整備を推進する。 <主な施策・事業> 被災者支援システム導入、被災者生活再建支援制度及び被災者支援システムの研修会実施等

8-7.　文化財等が損失する事態

【施策･推進方針】

施策・推進方針
文化財の保護【生】 ・文化財を保護するため、文化財施設の耐震対策や設備の整備を進めるとともに、文化財防火デーに合わせた広報を実施等、防災意識の高揚を図る。 <主な施策・事業> 文化財防火デー広報活動等
埋蔵文化財の調査・記録保存【生】 ・被災による文化財の損失を防ぎ、復興事業を迅速に進めるため、埋蔵文化財に関する事前の調査および記録を推進する。 <主な施策・事業> 国営ほ場整備事業（埋蔵文化財の調査・記録保存）等

目標 9　地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高める

9-1．住民一人ひとりの災害への準備不足により、被害（直接死・災害関連死）が拡大する事態

【施策・推進方針】

施策・推進方針
防災意識及び防災能力の向上【危】 ・住民の防災意識や防災能力を向上させるため、災害種別毎に災害の知識、事前の備え、避難行動について、多様な主体による防災学習の充実に努める。 ＜主な施策・事業＞ 防災学習活動等
防災訓練の推進【危】 ・実践的な避難訓練等により、住民が防災に関する正しい知識を身につけ、災害時には的確な判断に基づいて避難行動等がとれるよう普及を図る。 ＜主な施策・事業＞ 防災知識の普及・訓練の実施等

9-2.　地域防災力の低い状態により、その地域の被害が大きくなる事態

【施策・推進方針】

施策・推進方針
地域の防災活動の担い手育成【危】 ・発災直後の共助の担い手となる自主防災組織の設立や訓練等に対する支援に努めるとともに、地域での自主的な防災活動のリーダーとなる人材育成に向け、研修等の実施体制を確立する。 ＜主な施策・事業＞ 自主防災組織の育成強化等
多様な組織の連携強化【危】 ・「生活まるごと防災」を進め、住民や自主防災組織、学校や事業者等、多様な組織による協働の体制を構築することで連携を強化し、防災・減災対策に努める。 ＜主な施策・事業＞ 生活まるごと防災の促進等
地域福祉の推進【福】 ・南国市社会福祉協議会と連携し、住民等の様々な主体が役割をもって支え合いながら地域の生活課題の解決に取り組む環境・体制を整備することで、地域共生社会の実現を目指す。 ＜主な施策・事業＞ 第 3 次地南国市域福祉計画・南国市地域福祉活動計画の策定・見直し、「近所づきあいしている市民」の増加活動等

第２節　分野ごとの推進方針

１．個別施策分野

本市における地域の状況に応じた７つの「個別施策分野」に対応する推進方針を以下に示す。

①行政機能
事業者との連携強化 ・緊急時においては、市の備蓄物資のみでは供給量の確保が困難となることが想定されるため、市内事業者と連携し、流通備蓄体制の構築を推進する。また、国からのプッシュ型支援の受け入れ体制を確保するため、必要な情報収集、伝達経路等の整備を図る。
緊急時の輸送体制の確立 ・緊急時における物資の搬入・搬出及び配送の円滑な実施体制を確立するため、関係機関との連携のもと、「南国市物資配送計画」の作成を推進する
緊急時の水の確保 ・水道施設の耐震化や老朽化対策を着実に推進するとともに、耐震性非常用貯水槽の設置、資機材の整備等による、応急給水活動を速やかに実施できる体制の整備を推進する。 ・緊急時における水の確保体制を強化するため、防災井戸や雑用水受水槽の設置等による代替手段の整備に努める。
応急活動の体制強化 ・災害時において、市災害対策本部と円滑に連携して活動するため、訓練の実施による、消防本部の警防本部設置体制を強化する。 ・大規模災害が発生した場合に、緊急消防援助隊の応援要請を円滑に実施するため、宿営施設におけるヘリポート等の整備や受援計画策定、計画に基づく受援訓練の実施を推進する。 ・災害時に地域においても、応急救護活動を実施できる体制を構築するため、多くの市民が応急手当等の技術を身につけられる救命講習等を推進する。
遺体安置所等における体制の確立 ・大規模災害において、感染症や疫病等の発生、拡大を防ぐため、ご遺体の取り扱いや遺体安置所等に係る体制の確立に努める。
生活再建支援の強化 ・被災者の早期の生活再建を支援するため、被災者支援システムの導入による、被災者台帳の作成や罹災証明書発行等を円滑に実行できる体制を構築する。
公的備蓄 ・「南国市備蓄計画」に基づき、職員の個人備蓄を推進するとともに、発災後一日分の公的備蓄を進める。 ・災害活動拠点施設等における、物資の集積及び供給体制を構築するため、備蓄倉庫等の整備を推進する。
資機材の充実 ・応急活動の実施や業務継続に必要な資機材、燃料等の確保を推進する。
職員の資質向上 ・災害時に迅速な応急活動を実施するため、南海トラフ地震を想定した避難訓練及び災害対策本部運営訓練の定期的な実施を推進する。 ・職員の知識や技術を身につけるため、消防学校及び消防大学校で開催される専科教育における研修や、その他資質向上につながる研修、訓練の実施を推進する。 ・職員の知識や技術の向上を図るため、市が開催する各種研修（コンプライアンス研修・情報セキュリティー研修等）の実施を推進する。 ・復興まちづくり計画の策定に向け、知識や認識の向上を図るため、職員研修等の実施を推進する。

関係施設の耐震化

・災害対策本部となる本庁及び消防本部の耐震化を進めるとともに、庁舎内のキャビネット等の転倒予防対策を推進する。

自主防災組織等との連携強化

・発災直後の応急活動及び避難所開設等において、地域での円滑な活動を実施するため、訓練等による自主防災組織との連携を図る。

防災体制の強化

・円滑な防災対応体制を確立するため、「初動対応マニュアル」の改定等を行うとともに、全職員を対象とした災害対策運営訓練を推進する。

・消防本部内の災害対策本部の設置体制を確立するため、災害対策運営訓練の実施を推進する。

業務継続体制の強化

・災害時においても、各種行政業務を継続するため、業務継続計画（BCP）の見直しや計画に基づく対策、訓練の実施を推進する。

業務システム等の保全対策

・災害時においても、各種行政業務を継続するため、庁舎や市所管施設の各種データの喪失対策を推進する。

受援体制の検討

・大規模な災害発生時においては、県、他自治体からの職員の支援をはじめ、消防や警察、自衛隊等の様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に向けた「南国市受援計画」の作成を推進する。

・消防における相互応援協力体制を確立するため、緊急消防援助隊応援要請時の受援体制に係る計画を策定するとともに、受援訓練の実施を推進する。

ライフライン事業者との連携

・ライフラインを早期に復旧するため、事業者の対応拠点や燃料等の資源確保について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者との連携を推進する。

業務継続体制の強化

・災害時においても、各種行政業務を継続するため、業務継続計画（BCP）の見直しや計画に基づく対策、訓練の実施を推進する。

事業活動継続のための防災対策強化

・事業活動の再開には交通、物流、ライフラインの早期復旧が重要であり、交通インフラの被災防止に向けた計画的な耐震化や代替性の向上、ライフラインが被災し寸断しないよう施設の耐震化及び多重化を推進する。

ライフラインの復旧体制構築

・事業活動の再開には、交通、物流、ライフラインの復旧が重要であるため、各事業者における復旧体制の確立や事業者の復旧作業に必要な資機材置場の確保等を推進する。

交通ネットワーク復旧の体制強化

・被災後の円滑な交通ネットワーク復旧を図行うため、関係機関が連携した復旧体制の確立や復旧作業に必要な資機材の確保等を推進する。

エネルギー供給事業者との連携強化

・災害後の燃料の不足を防ぐため、事業者の対応拠点や燃料等の資源確保について検討を進め、その結果に基づいてエネルギー供給事業者との協定締結や連携を推進する。

ライフライン事業者との連携強化

・ライフラインを早期に復旧するため、事業者の対応拠点や燃料等の資源確保について検討を進め、その結果に基づいてライフライン事業者との協定締結や連携を推進する。

復旧ルート啓開体制構築

・ライフラインの復旧に必要となるルートにおいて、道路啓開を迅速に行うため、関係事業者と連携し、必要な人員、資機材等の確保や円滑な道路啓開実施の体制確保に努める。

応急給水体制の確立

・災害時に、円滑な応急給水活動を実施するため、水道施設や応急給水活動等に関連する業務継続計画（BCP）を策定し、必要な資機材の整備や人員の確保等、体制の確立を推進する。

下水道施設の応急復旧体制確立

・業務継続計画（BCP）に基づく、必要な資機材の整備や人員の確保等を着実に推進し、応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を図る。

消防団や自主防災組織との連携

・地域における消防力の維持・強化に向け、防災訓練等における消防団、自主防災組織との連携体制の構築に努めるとともに、防災活動の環境整備を推進する。

火災の未然防止、初期消火体制の強化

・火災を未然に防ぐため、消火器・住宅用火災警報器の設置や更新を促進するとともに、消防による指導や感震ブレーカーの普及を推進する。また、出火防止対策を促すため、消火方法の啓発や訓練を推進する。

有害物質流出防止対策

・大規模な地震発生後において、危険物施設の損壊等により、有害物質等が大規模拡散・流出することを防ぐため、施設点検等の応急復旧活動の体制を強化する。また、爆発等の危険がある場合には、必要な対策を実施するため、関係機関の連絡体制や二次災害防止活動の体制を確立する。

原子力災害発生時への備え

・原子力事故災害に対し万全を期すため、県をはじめとする関係機関との連携体制の構築を図る。また、他県からの避難者を想定し、広域的な連携の必要性についても検討を行うとおもに、一時受入の避難所や長期受入の避難所についてあらかじめ選定しておく。

復旧・復興体制の確立

・災害時における道路啓開、復旧作業を迅速に行うため、関係事業者と連携し、必要な人員、資機材の確保等の体制確保に努める。

ボランティアセンター運営体制の整備

・大規模な災害が発生した場合には、被災していない住民やボランティア等の自発的な支援が被災者の大きな助けとなるため、ボランティアセンター設置主体者である南国市社会福祉協議会と協定を締結し、定期的な訓練を実施することにより運営体制を構築する。

整備方針の事前検討

・速やかに復興を進めるため、「南国市応急期機能配置計画」に基づいた応急仮設住宅及び建設用地の必要数量を事前に把握、検討しておく。

②インフラ・住環境
建築物の耐震化 ・住宅・建築物の倒壊による死傷者の発生、避難路の閉塞、火災等の被害を防ぐため、耐震化の必要性や支援制度の周知、所有者負担の軽減などを図り、住環境整備事業等を活用し、住宅・建築物の耐震化を着実に推進する。 ・建築物の倒壊による死傷者の発生や避難路の閉塞、火災等を防ぐため、不特定多数の者が使用する公共施設の耐震性向上を計画的に進めるとともに耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。 ・災害時において、応急対策上重要な行政関連施設や災害時要支援者に関わる医療施設等の重点的な耐震化を進める。 ・住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、住宅耐震に関する市民の相談窓口を設置し、補助事業の周知、基準遵守の指導等を行うとともに、耐震補強の必要性に関する啓発活動を強化する。 ・市営住宅の耐震性を確保するとともに、長寿命化を図るため、市営住宅の適正な維持管理を推進する。 ・職員の被災を防ぐため、家具の固定や耐震改修等の必要性を周知し、家庭における予防・安全対策を推進する。
室内安全対策 ・家庭における負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策について防災知識の普及を図るとともに、補助事業の周知を行う。 ・建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策 ・住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。 ・ブロック塀の転倒防止を図るため、必要な対策を促進するとともに、耐震改修の助成支援やブロック塀除去事業の周知を推進する。 ・地震の発生時に、空き家の倒壊による死傷者の発生や避難路の閉塞、火災等を防ぐため、老朽化した空き家の除却や新たな活用による対策を推進する。
河川構造物、施設等の地震・津波対策 ・発生頻度の高い津波に対しては、津波による浸水を防ぎ、最大クラスの津波においても避難時間を稼ぐため、防波堤、河川・海岸堤防や水門等の地震・津波ハード対策を着実に推進する。
津波避難空間の確保 ・最大クラスの津波に対応し、迅速かつ安全な避難が可能となるよう、登下校中や施設利用中の避難行動も考慮した津波避難施設（津波緊急避難場所や津波避難タワー等）の整備を推進する。
事前の被害軽減対策 ・最大クラスの津波の発生に備え、高台への重要施設の移転等を検討するとともに、防災公園の整備を実施し、事前に実施する被害軽減対策を推進する。 ・台風や豪雨による洪水の発生に備え、高台への重要施設の移転等を検討するとともに、防災公園の整備を実施し、事前に実施する被害軽減対策を推進する。
河川構造物、施設等の耐震、耐水化 ・豪雨による浸水を防ぐとともに、避難時間を稼ぐため、河川・海岸堤防や水門等の河川整備対策を着実に推進する。
中山間地域への対策 ・山間部の大規模な土砂災害により中山間地域の孤立に対応するため、ヘリポートを整備するとともに、円滑に活用できる体制の構築を推進する。

森林の適正管理

・地すべり防止対策として、荒廃危険地に対する定期的な点検等を行い、森林の適正管理を推進する。

ため池の対策

・ため池の決壊等による被害の防止を図るため、ため池補強改良工事等の老朽化したため池への対策を推進する。

河川改修、施設等の浸水対策、長寿命化

・市街地における浸水を防ぐため、下水道施設・ポンプ場などの長寿命化計画による計画的な維持管理を推進するとともに、森林や農地の保全による洪水調節機能の維持向上を図る。
・内水氾濫の発生や避難時の水路への転落等を防ぐため、国営ほ場整備事業の活用による農業用用排水路等の整備や安全管理の実施を推進する。

災害に強い道路網の形成

・基幹交通の災害対応力強化を図るため、関係行政機関による高速道路、空港、港湾などの基幹的交通ネットワークの地震・津波対策を推進する。また、道路（市道や農道も含む）や橋梁の耐震化により、活動経路の耐災害性向上を推進する。
・災害時における道路啓開を迅速に行うため、関係事業者と連携し、必要な人員、資機材等の確保や円滑な道路啓開実施の体制確保に努める。

中山間地域への対策

・山間部の大規模な土砂災害等の災害により中山間地域の孤立に対応するため、ヘリポートを整備するとともに、円滑に活用できる体制の構築を推進する。

応急活動を担う施設の整備

・災害時に応急活動の拠点となる行政関連施設等の機能を維持するため、耐震性の確保を行うとともに、非常用電源等の整備を推進する。

応急活動時の道路対策

・災害時に円滑な応急活動を実施するため、狭あい道路の整備を推進する。

応急活動場所の整備

・応急活動を実施する場所の確保を着実に進めるため、公園や緑地等の整備を推進する。

汚水対策

・汚水処理機能が停止するリスクの軽減と汚水処理機能を将来にわたり効率的に維持するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策、災害用トイレの設置等を推進する。また、BCP に基づく応急復旧体制の構築と訓練による実効性の向上を推進する。
・発災後には長期浸水域外の住民や避難者の下水を速やかに生活空間から排除するため、施設整備と合併浄化槽等の普及促進による生活排水対策を着実に進める。

交通ネットワークの災害対応力強化

・被災後の円滑な交通ネットワーク復旧を図行うため、関係機関が連携した復旧体制の確立や復旧作業に必要な資機材の確保等を推進する。

水道施設の耐震化

・水道施設の耐震化や老朽化対策を計画に基づき、着実に推進するとともに、耐震性非常用貯水槽の設置等の整備も進める。

代替手段の確保

・緊急時における水の確保体制を強化するため、防災井戸や雑用水受水槽の設置等による代替手段の整備に努める。

下水道、農業用排水等施設の耐震化

・汚水処理機能が停止するリスクの軽減と汚水処理機能を将来にわたり効率的に維持するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策、災害用トイレの設置等を推進する。

排水対策の強化

・災害発生後、生活排水等を速やかに行うため、業務継続計画（BCP）等に基づき、施設の老朽化対策や非常用汚水貯留槽等の設置促進による排水対策を着実に進める。

道路拡幅対策

・地域の交通ネットワークの分断を防ぎ、災害時における住民の確実な避難や円滑な応急活動を実施するため、狭あい道路の整備を推進する。

火災に強いまちづくりの実施

・地震時等における家屋の倒壊や火災発生時の延焼被害を抑制し、円滑な避難、消火活動を行うため、土地区画整備事業において、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地の整備による延焼防止等の対策を推進し、被害軽減を図る。

・火災に強いまちづくりに向け、建築物の耐火構造化や耐震性貯水槽の設置等の対策を推進するとともに、空き家・空き店舗の改修や除却に努める。

ため池決壊等による被害の防止

・ため池の決壊等による被害の防止を図るため、ため池補強改良工事等の老朽化したため池への対策を推進するとともに、住民への的確な情報発信、啓発・周知を図る。

復興方針の事前検討実施

・大規模な災害が発生した場合に、速やかに復興計画を定めるための事前検討に取り組むとともに、計画策定に必要な事前準備や体制の確立を推進する。

・速やかな復興事業の実現に向け、地震･津波で土地の境界が不明確になることを防ぐため、地籍調査を推進する。

応急復旧工事の速やかな実施

・大規模な災害が発生した場合に、応急復旧工事に速やかに着手するため、事前に人員や資機材の確保を行い、実施体制の構築を推進する。

復旧における反社会勢力の排除

・復興に伴う工事等から反社会的勢力を排除することにより、健全な復興事業を推進する。

復興に向けた境界の明確化

・復興に向けた土地利用方針の決定を迅速かつ円滑に進めるため、事前の整備を推進し、地区・土地の境界の明確化を図る。

焼却施設の耐震化

・災害時においても確実にゴミ処理を行うため、焼却施設やし尿処理施設の耐震化を進めるとともに、非常用電源や燃料の確保等に努める。

災害廃棄物処理体制の強化

・速やかな災害廃棄物の処理に向け、「南国市災害廃棄物処理計画」に基づく、がれきの処理処分方法の確立、仮置き場、最終処分地の確保等、円滑かつ適正な処理体制の構築を推進する。また、災害廃棄物処理等に関する民間事業者との協定締結を推進する。

迅速な損壊家屋の解体撤去

・災害後、迅速かつ円滑に損壊家屋の解体・撤去を実施するため、「南国市災害廃棄物処理計画」に基づき、人員、資機材の確保や作業手順の確認等、体制の確立に努める。

応急期の用地確保

・大規模な災害が発生した場合に、被災者に対し、速やかに応急仮設住宅を供給できるよう、「災害応急対策協力用地登録制度」の活用や建設事業者との協定締結を行い、用地確保を推進する。

埋蔵文化財の調査実施

・早期の事業着手を図るため、発掘調査を迅速に実施するための人員確保に努め、調査、検討の体制を構築する。

迅速な応急危険度判定等の実施

・大規模な地震発生後における速やかな住まいの確保を行うため、県や建築士会との連携を図り、応急危険度判定を円滑に実施するための体制整備に努める。

文化財の保護

・文化財を保護するため、文化財施設の耐震対策や設備の整備を進めるとともに、文化財防火デーに合わせた広報を実施等、防災意識の高揚を図る。

埋蔵文化財の調査・記録保存

・被災による文化財の損失を防ぎ、復興事業を迅速に進めるため、埋蔵文化財に関する事前の調査および記録を推進する。

③保健医療・福祉

中山間地域における医療体制の充実化

・中山間地域の医療体制を充実させるため、孤立が予想される地域をあらかじめ想定しておき、医療施設の耐震化や医薬品の備蓄を行うとともに、地域住民と連携して救護活動を行える体制の構築を図る。

医療機関等の体制構築

・災害時における医療体制を強化するため、消防、医療機関、保健センター等の関連機関が連携した定期的な応急救護訓練を推進する。

医療体制の確立

・災害発生時に、医療施設における被災状況や診療可否状況、傷病者数等の必要な情報を速やかに収集し、関係機関と連携した広域支援や医療搬送を的確に行うための体制を構築する。
・医療施設の耐震化や非常用電源の設置等、医療活動の継続に必要な整備を推進する。
・災害時における医療活動の継続を行うため、医療機関における BCP の策定を推進する。

医薬品等の備蓄強化

・災害時において、医薬品の不足により医療活動の継続が困難となることを防ぐため、救護病院、医療救護所の医薬品等は、ローリングストックによる体制を構築する。

地域医療の強化

・孤立化が予想される地域の医療機関では、地域での医療活動が完結する体制を構築するため、地域医療関係者との協議や訓練を通じて、連携強化に努める。また、医療活動に必要な資機材は、現物備蓄及びローリングストックによる体制を構築する。

健康支援活動の体制整備

・災害発生後には、生活環境の悪化や被災による心理的影響から、体調の変化、発病が想定されるため、関係機関との連携のもと、「南国市南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に基づく被災者の健康支援体制を構築する。
・被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等への対策として、「南国市南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に基づき、関係機関との連携による専門的な相談窓口の設置等、支援の体制整備に努める。

感染症等の予防体制の整備

・災害発生時の衛生状態の悪化による感染症発生を予防するため、「南国市南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に基づき、消毒等の防疫活動に必要な資機材や薬品の調達に関する協定の締結を行い、感染症予防体制を構築する。

福祉避難所の体制整備

・福祉避難所の確保を着実に進めるとともに、避難所の運営に係る施設等との協定の締結による協力依頼を推進する。また、指定避難所における福祉避難スペースの確保を行い、地域住民による協力体制の構築に努める。
・福祉施設等における入所者の避難にあたり、地域住民による避難支援体制や他地域の施設との連携体制を確立する。

地域福祉の推進

・南国市社会福祉協議会と連携し、住民等の様々な主体が役割をもって支え合いながら地域の生活課題の解決に取り組む環境・体制を整備することで、地域共生社会の実現を目指す。

④産業・エネルギー
災害に強い産業基盤づくり ・津波による浸水を防ぐため、高台地への産業団地の整備により、浸水区域外への事業所移転を促進し、災害に強い産業基盤づくりを推進する。
災害対応給油所の確保 ・大規模災害が発生し、エネルギーの供給が停止した際にも、確実に応急活動が実施できるよう、災害対応給油所の確保を推進する。
代替エネルギーの導入 ・大規模災害が発生し、エネルギーの供給が停止した際にも、確実に応急活動が実施できるよう、災害対応給油所の確保を推進する。 ・災害時に重要な役割を担う庁舎や医療機関等の施設において、停電時でも活用できる自立運転機能を備えた太陽光発電装置等の再生可能エネルギーの導入を推進する。

⑤教育
防災教育の推進 ・地震・津波に関する防災知識の向上を図るため、住民への防災学習や訓練を行い、事前の備えの重要性を啓発する。また、学校においては防災計画に基づいた定期的な避難訓練の実施を推進する。 ・土砂災害の危険性を住民が認識し、確実な避難行動につなげるため、事前避難の重要性の周知や避難のタイミング等についての防災学習及び訓練の実施を推進する。また、学校においては防災計画に基づいた定期的な避難訓練の実施を推進する。 ・防災意識の向上を図り、テレビやラジオ、防災行政無線等を通じて発表される防災情報の意味を理解するため、災害種別ごとに各種災害の知識、事前の備え、避難行動についての防災学習及び訓練を実施する。また、学校においては防災計画に基づいた定期的な避難訓練の実施を推進する。
長期浸水への対応 ・災害時における水防活動の円滑な遂行を図るため、平常時において、水防訓練を実施するとともに、水防関係機関の緊密な連携のもと実施する合同訓練についても推進する。
住民の避難意識の向上、人材育成 ・住民の避難意識の向上及び適正な避難行動の知識の普及啓発を図り、災害時の逃げ遅れをなくすため、リーダー研修や自主防災組織等が実施する訓練の支援を推進するとともに、住民の参加を促進するための仕組みを構築する。 ・防災リーダーを育成することで、地域の防災意識の向上を図るため、研修実施による消防団や女性防火クラブ、自主防災組織の知識や技能の習得を支援し、資質向上及び意識の高揚を推進する。
学校、保育所・幼稚園等の教育環境復旧 ・災害後、速やかに教育環境を復旧できるよう、学校・幼稚園等における、学校再開計画の策定や保育所・幼稚園等の業務継続計画（BCP）策定等、事前準備を推進する。

⑥情報通信
地震・津波発生の迅速な伝達 ・防災行政無線による確実な緊急地震速報及び津波警報等の伝達のために無線システムを整備するとともに、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、その情報の内容を踏まえた防災対応を実施できるよう地域防災計画等の見直しや関係事業者の地震対策の見直し支援を推進する。 ・緊急地震速報や南海トラフ臨時情報等の意味とその重要性を啓発し、速報発表時に各自が行動を起こすことができるよう防災学習を推進する。
情報伝達体制の充実化 ・災害発生時における観測情報や被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の情報連絡や住民への情報提供を円滑に行えるよう、情報収集・伝達体制の確立や防災行政無線、ライフライン施設等の機能確保に努める。また、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。 ・避難指示等の情報を確実に伝達するため、情報伝達手段を多様化するとともに、通信手段の防災対策、非常時の伝達体制の確立を推進する。 ・土砂災害の発生により、孤立が想定される集落への情報通信の対策を行うため、衛星電話や防災行政無線戸別受信機の整備を推進する。また、観光施設や避難所となる公民館、学校等の施設において、スマートフォン等でインターネットに接続するための無線 LAN アクセスポイント（Wi-Fi 等）の整備を推進する。 ・災害時における 119 番通報の受信体制を強化するため、大規模災害に対応する高機能指令システムの整備及び無線システムの整備を推進する。 ・災害発生後の混乱期において、活動中の診療場所等の医療情報を住民に提供できる仕組みづくりを構築する。
情報の一元管理体制構築 ・効率的にライフライン（電気、通信）の復旧作業を行うためには、病院や災害対策本部を設置する施設などの重要施設の事前情報と、各関係機関からリアルタイムで提供される道路啓開やライフラインの機能障害などの情報を一元化して集約する必要があるため、これらの情報を一元管理できるマップを作成する。
情報通信網の耐災害性の向上 ・災害時の連絡体制を強化するため、県における防災行政無線を有線のみならず、新たに衛星回線を使用できるよう整備し、情報伝達体制の二重化を図る。
多様な情報伝達手段の周知 ・災害発生時に、確実な情報伝達が行われるよう、防災訓練の機会を活用し、自主防災組織の代表者への防災行政無線の使用方法の周知や、戸別受信機等の多様な情報伝達手段の使用方法の周知に努める。
多様な避難者への情報提供実施 ・外国人観光客や他地域からの来訪者等の地理不案内者が確実に避難できるよう、避難場所情報の提供方法を検討し、対策を推進する。

原子力災害に関する広報

・原子力事故災害の発生時において、放射性物質にかかる測定結果等を速やかに把握し、住民に対して周知するため、情報収集、広報の体制確立を推進する。

復興に関する情報提供の充実化

・円滑に復興計画を定めるためには、住民や関係事業者との相互連携が必要となるため、復興に関して、多様な手段による情報提供を実施する。

被災者の生活再建の支援

・被災者の早期の生活再建を支援するため、被災者支援システムの導入による、被災者台帳の作成や罹災証明書発行等を円滑に実行できる体制を構築する。また、住民の理解を深めるため、各種制度やシステムに関する研修会を実施するとともに、多様な手段により、関連する情報を提供できる体制の整備を推進する。

⑦地域防災

近隣住民による地震発生直後の共助

・発災直後の地域での共助による防災活動・避難所運営活動を推進するため、自主防災組織の活動支援を行う。また、防災学習の取組を行うことで、共助による防災活動の必要性を啓発する。

自助の啓発

・地震発生時に自分の身は自分で守ることができるよう、「緊急地震速報発表」、「地震発生中」、「発生直後」のフェーズごとの行動を防災学習の取組を行うことで、啓発する。

津波避難計画の見直し、実効性向上

・地震発生後、迅速かつ安全な避難行動を行うことができるよう、地域の脆弱性に基づいた「南国市津波避難計画」の見直しを実施する。また、より確実な津波避難を行うため、地区別の津波避難計画を作成し、訓練から見直しまでの PDCA サイクル考慮した体制を構築する。

避難行動要支援者への支援体制構築、要配慮者施設の避難対策

・災害時に避難行動要支援者が確実な避難を実施できるよう、避難行動要支援者の個別計画の作成や「要配慮者避難支援システム」を活用した、自主防災組織・消防団等の支援体制の確立を図る。また、実効性のある体制を構築するため、訓練の支援や避難行動要支援者名簿及び要配慮者台帳の作成、情報提供に係る本人同意の取得を推進する。

・要配慮者施設における犠牲者を防ぎ、確実な避難体制を構築するため、避難確保計画の作成を支援する。

避難場所の整備の充実化（資機材等）

・避難場所での滞在中に避難者の体調の悪化や命を落とすことを防ぐため、津波避難施設の整備と併せて、避難空間（津波避難タワーや高台等）への備蓄倉庫の整備及び多様なニーズに配慮した資機材・備蓄物資の整備を進める。

消防・救急体制の充実

・災害時における消防力向上、救急体制の充実、強化を図るため、消防車両や災害用救助ボート、高度な救急資器材等の計画的な整備、更新を図る。また、救急救命士の育成や救急隊員の知識・技能の向上を推進する。

応急工事の体制構築

・早期の浸水解消、復旧・復興につなげるため、迅速に応急工事を実施できる体制の構築を関係機関が連携して進める。

確実な避難行動体制の確立

・台風や豪雨による洪水からの確実な避難を実施するため、洪水ハザードマップを用いた、マイ・タイムライン作成等の防災学習を実施し、確実な避難行動につなげる。また、より安全で確実な避難を目指すため、洪水に対する避難所・避難場所等の見直しを推進する。

土砂災害警戒区域等の対策

・土砂災害の危険性を住民が認識し、生命を守るための防災知識を身につけるため、土砂災害警戒区域等に関する周知・啓発看板の設置を推進する。

・土砂災害の危険のある地域への事前対策として、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を行い、建築制限等による措置を推進する。また、立地適正化計画（居住誘導区域等）の更新、計画の実施を行うことで、安全なまちづくりを推進する。

避難行動要支援者への支援体制構築

・災害時に避難行動要支援者が確実な避難を実施できるよう、避難行動要支援者の個別計画の作成や「要配慮者避難支援システム」を活用した、自主防災組織・消防団等の支援体制の確立を図る。また、実効性のある体制を構築するため、訓練の支援や避難行動要支援者名簿及び要配慮者台帳の作成、情報提供に係る本人同意の取得を推進する。

・介護等が必要な要配慮者に対する支援の仕組みを強化するため、介護支援専門員等と連携した避難個別計画等の作成を推進する。

・要配慮者施設における犠牲者を防ぎ、確実な避難体制を構築するため、避難確保計画の作成を支援する。

復興まちづくり計画策定における説明

・復興まちづくり計画の策定において、住民の理解の促進や防災意識向上の観点から、策定の過程における住民説明会の実施を推進する。

公的備蓄の充実

・「南国市備蓄計画」に基づいた、公的備蓄を着実に進めるとともに、家庭や事業所での備蓄を促進するため、啓発を強化する。また、備蓄物資及び支援物資の輸送体制を確立するため、「南国市物資配送計画」の作成を推進する。

・「南国市備蓄計画」に基づいた、公的備蓄を着実に進めるとともに、特に孤立が想定される地区に対しては、分散備蓄を推進する。

生活必需物資の確保

・災害時における生活必需物資を確保するため、「南国市備蓄計画」に基づき、個人備蓄を推進する。

地域の防災力向上

・発災直後の共助の担い手としての自主防災組織を強化し、応急救護活動等を実施できる体制を構築するため、搬送方法や応急手当等の技術を身につけられるよう、自主防災組織等への救命講習の実施を推進する。

・災害時において、地域内の連携を強化するため、訓練において自主防災組織や消防団等の多くの主体が連携できる体制を構築する。

・災害時において、消防団による応急活動を円滑に実施するため、災害対応資機材の各分団への計画的な配備等の環境整備を強化する。

避難所の確保

・地区の脆弱性に応じた避難所の確保に努めるとともに、民間所有の施設との避難所協定による新規の避難所の指定を推進する。

指定避難所の耐震化、防災機能強化

・避難所機能を強化するため、指定避難所への防災備蓄倉庫設置を推進する。

・住民の生活域における避難場所として活用される集会所の耐震化について、地域と連携して取り組む。

避難所運営体制の強化

・避難所運営マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づく訓練の実施により、住民主体の避難所運営体制を確立する。

避難者支援体制

・避難所運営マニュアルを作成し、住民主体による避難所運営体制を確立するとともに、避難所における多様なニーズ、特性を考慮し、避難者が安心して生活できる場を提供する体制を構築する。

避難生活の長期化への対応

・関係機関との連携のもと、「南国市南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に基づき、避難者の健康相談や心のケアを行う体制づくりに努める。また避難生活において必要となる情報発信支援に努める。

防災意識の向上

・火災の未然防止には、住民一人ひとりの火事発生への予防対策の心がけが重要であることから、地震・津波火災の知識を身につけるとともに、事前の備え、避難行動についての防災学習及び訓練を実施し、防災意識の向上を推進する。

地域内連携の体制構築

・「南国市国土強靭化地域計画」に基づいた地域の脆弱性について、定期的なサロンや講座を実施することで、復興における地域内の連携の必要性を周知・啓発する。

事前の備えの促進

・速やかな生活再建を進めるため、住民個人の対策として地震保険の加入等の啓発を推進するとともに、各事業所の業務継続計画（BCP)策定支援を進める。

防災意識及び防災能力の向上

・住民の防災意識や防災能力を向上させるため、災害種別毎に災害の知識、事前の備え、避難行動について、多様な主体による防災学習の充実に努める。

防災訓練の推進

・実践的な避難訓練等により、住民が防災に関する正しい知識を身につけ、災害時には的確な判断に基づいて避難行動等がとれるよう普及を図る。

地域の防災活動の担い手育成

・発災直後の共助の担い手となる自主防災組織の設立や訓練等に対する支援に努めるとともに、地域での自主的な防災活動のリーダーとなる人材育成に向け、研修等の実施体制を確立する。

多様な組織の連携強化

・生活まるごと防災を進め、住民や自主防災組織、学校や事業者等、多様な組織による協働の体制を構築することで連携を強化し、防災・減災対策に努める。

２．横断的分野

長期的な視点に立った地域づくりに関する ４ つの「横断的分野」に対応する推進方針を以下に示す。

①リスクコミュニケーション
・防災に関する研修会や防災訓練の実施を行い、防災教育や啓発活動の充実を図る。また、各地区や職場等を対象にした自主防災組織を育成することで、自助・共助体制を確立し、住民の避難意識の向上を推進する。 ・住民、民間事業者、関係団体等が行う自助、共助、市や防災関係機関が行う公助を防災・減災の両輪として、一体となった安全・安心なまちづくりの推進を、双方向のコミュニケーションにより促進する。 ・住民への啓発活動や防災に関する研修会等を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を周知するとともに、防災訓練や自主防災組織の組織強化等を通して、災害時に主体的に行動できる地域体制づくりを支援する。 ・住宅の耐震改修や室内安全対策等の助成支援、避難行動要支援者に対する支援体制の構築等、市が実施する事業の周知を進め、災害への備えを促進する。

②人材育成
・実践的な防災訓練による災害発生時の行動力向上や家庭、地域、関係団体等が一体となった防災への取組を目指し、防災教育を推進する。 ・避難行動や住民同士による救助活動等で重要な役割を担う自主防災組織の組織強化を目的として、資機材や施設整備等の活動を支援する。 ・地域防災力の中核である消防団や自主防災組織が自主的に訓練を実施できる体制を構築するため、防災リーダーを育成する。

③官民連携
・災害対応に民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間企業の施設設備や組織体制等を活用するため、官民連携体制を確保する必要がある。実効性のある体制とするため、官民の協定締結、連携を反映した個々の計画の策定、実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。

④老朽化対策
・道路や橋梁、上水道・下水道施設、農業用排水施設等のインフラ施設は、点検や改修等計画的な維持管理を着実に推進し、必要な機能の維持を図る。 ・各種情報の管理・共有体制を強化し、計画的な維持管理に必要な環境整備を行うとともに、耐災害性の向上を目的とした情報通信設備の整備に努める。

第６章　　プログラムの重点化

第１節　　プログラム重点化の考え方及び設定方法

本計画において、脆弱性評価を実施するにあたり、「事前に備えるべき目標」とその目標の妨げになるものとして、36 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

最悪の事態を回避するためのプログラム全てが取り組むべき重要な施策ではあるが、本市の特性や被害想定を勘案し、以下に示す観点から優先度を総合的に判断し、「事前に備えるべき目標」ごとに９つの重点化すべきプログラムを選定する。

この重点化プログラムについては、関連する施策の進捗状況を踏まえつつ、目標のさらなる早期達成や高度化などを含め、特に取組の推進に努めるものとする。

影響の大きさ	「起きてはならない最悪の事態」による本市における想定されるリスク（被害想定：死者数、重傷者数、建物全半壊棟数等）の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価
市の役割の大きさ	国・県・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本市が担うべき役割の大きさを評価
緊急度	本市における想定されるリスク（被害想定：死者数、重傷者数、建物全半壊棟数等）を踏まえた上で、より早急な取組の推進が必要と判断される大きさを評価
施策の進捗状況	施策の進捗状況や達成状況から、目標を達成するために優先的に取組の推進が必要と判断される大きさを評価

第２節　重点化すべきプログラム

前節で示した、プログラム重点化の観点を踏まえ、重点化すべきプログラムに係る９つの「起きてはならない最悪の事態」を以下に示す。

表　6.1 重点化すべきプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態」

基本目標	事前に備えるべき目標		重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態	
Ⅰ 人命の保護が最大限図られること Ⅱ 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること Ⅲ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ 迅速な復旧・復興	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震の揺れによる多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する（災害関連死を最大限防ぐ）	2-3	警察・消防等の被災による救助・救急活動等の資源が 絶対的に不足する事態
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所の職員・施設等の被災による行政サービス機能が大幅に低下する事態
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2	防災行政無線等の機能停止により、市民へ適切な避難行動を伝達することができない事態
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、空港等）の機能が停止する事態
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-2	上水道の供給が長期間にわたり停止する事態
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震火災、津波火災による市街地の延焼が拡大する事態
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	復興指針・計画や土地利用方針が決まらず復興が大幅に遅れる事態
	9	地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高める	9-1	住民一人ひとりの災害への準備不足により、被害（直接死・災害関連死）が拡大する事態

第７章　　計画の進捗管理

第１節　　計画の推進期間

本計画は、国の基本計画と同様におおむね５年ごとに計画の見直しを行うこととする。計画期間は、令和３（2021）年度～令和７（2025）年度の５年間とする。

ただし、それ以前についても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じた見直しを行うこととする。

総合計画、地域防災計画や強靭化に係る他の分野別計画については、本計画の今後の改訂に応じて適切な時期に、本計画で示された方針に基づき、必要な見直しを行う。

第２節　　計画の進捗管理

本計画に基づく強靭化施策を確実に推進するため、各施策、事業の目標と達成度や進捗を把握する「南国市国土強靭化地域計画【アクションプラン編】」（以下、「アクションプラン」という）を本計画とは別に策定する。

このアクションプランを毎年度検証することにより、PDCA サイクルによる施策、事業の進捗管理を行うとともに、必要に応じて、総合計画や地域防災計画をはじめとした各種計画における施策を順次追加することで、各分野一体となった強靭化の取組を推進する。

用語の説明

あ行

アンブレラ計画	特定の部分に関しては全ての他の計画等の上位に位置づけられ、様々な分野の計画等の指針となる性格を有する計画のこと。
応急危険度判定	大規模な地震や大雨などにより、建築物や宅地が大規模で広範囲に被災した場合に、その被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、二次災害の軽減・防止を図るために住民へ情報を提供するための危険度判定。建築物の判定を行う被災建築物応急危険度判定と、宅地の判定を行う被災宅地応急危険度判定がある。
起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価を行うにあたって、想定するリスクシナリオ。

か行

感震ブレーカー	大きな揺れを検知した場合に、電気を自動的に遮断する装置。コンセントタイプや分電盤タイプなどがあり、地震後に発生する火災の防止に有効である。
国土強靱化	あらゆるリスクを見据えつつ、大規模自然災害などが発生しても、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを平時から構築していこうとすること。

さ行

災害対応型給油所	災害時に電気などの供給が停止した場合でも、給油ができる自家発電設備などの設備を備えた給油所。
災害廃棄物	地震や津波などの災害により損壊・流出した家屋・家財・自動車・倒木などのがれきのこと。
指定避難所	被災した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市があらかじめ指定した施設。
重要業績指標（KPI:Key Performance Indicator）	各プログラムの達成度や進捗度を把握するために設定した指標。本計画では、プログラムとの関連性が高く、事態回避に寄与が大きい施策に関する指標を選定している。
脆弱性	一般的には「脆くて弱い性質または性格」のことをさす。国土強靱化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。

た行

耐震性貯水槽	地震等の災害による管路の破損等で、断水した場合に備え飲料水を確保する施設。
地域防災計画（南国市地域防災計画）	災害対策基本法第 42 条に基づき、市域における各種の災害に関し、市民の生命身体及び財産を保護するため、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、市民、民間事業者、地域団体等がそれぞれ相互に協力した災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。南国市地域防災計画は、風水害対策を主とした一般対策編と南海トラフ地震対策をまとめた地震・津波対策編からなる。
道路啓開	大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出た場合に、実施する道路に関して実施する応急活動。

は行

ハザードマップ	災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など特に配慮が必要な方のうち、生活の基盤が自宅にあり、災害時に自ら避難することが著しく困難である方のこと。
業務継続計画（ BCP ： Business Continuity Plan）	災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から業務（事業）継続について戦略的に準備しておく計画。
福祉避難所	災害発生後に高齢者や障害のある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するために、特別な配慮がされた避難所施設。
プログラム	それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための分野横断的な施策群。

ま行

マトリクス表	行と列により構成される二次元的な表のことで、本計画では縦軸を「起きてはならない最悪の事態」、横軸を「施策分野」とし、それぞれの枠内に事態回避に寄与する施策や事業とその進捗率を記載した表を示す。 詳細はアクションプラン編で示す。

ら行

リスクコミュニケーション	関係者間で事前に想定されるリスクに関する正確な情報を共有し、対話を通じて、問題についての理解を深めること。
流通備蓄	災害発生時に備えて、流通事業者等と供給協定を締結することにより確保する食料や生活必需品等の備蓄。